国立大学法人大分大学職員給与規程

平成１６年４月１日制定
平成１６年規程第１８号

（趣旨）

第１条　この規程は，国立大学法人大分大学職員就業規則（平成１６年規則第５号。以下「就業規則」という。）第２９条の規定により，国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関し必要な事項を定める。

（法令との関係）

第２条　給与の支給等に関して，この規程の定めのない事項については，労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の法令の定めるところによる。

（給与の種類）

第３条　職員の給与は，基本給及び諸手当とし，それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

（１）　基本給は，本給（第２５条の規定による本給の調整額を含む。）とする。

（２）　諸手当は，扶養手当，管理職手当，調整手当，広域異動手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，特殊勤務手当，特別診療手当，入試手当，分娩手当，救急勤務医手当，新生児担当医手当，経営協議会委員手当，看護系技術職員特例手当，専門看護師等手当，産業医手当，放射線取扱主任者手当，手術部看護業務手当，病院長補佐業務手当，看護職員等特別手当，教育学部附属幼稚園教育職員特別手当，クロスアポイントメント手当，高度救命救急センター看護業務手当，面接指導実施医師手当，教員養成実地指導手当，超過勤務手当，休日勤務手当，夜勤手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当，初任給調整手当，義務教育等教員特別手当，期末手当，勤勉手当，外部資金獲得手当，競争的研究費等業績手当及び期末特別手当とする。

２　年俸制を適用する職員の給与は，次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　教育職員を対象とし，年俸及び諸手当の支給がある年俸制の給与

（２）　教育職員を対象とし，年俸，諸手当及び退職手当の支給がある年俸制の給与

（３）　労働契約の期間を定めて雇用される職員を対象とする年俸制の給与

３　前項各号の年俸制の給与に関し必要な事項は，別に定める。

（給与の支給日）

第４条　本給，扶養手当，管理職手当，調整手当，広域異動手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，看護系技術職員特例手当，専門看護師等手当，産業医手当，放射線取扱主任者手当，手術部看護業務手当，病院長補佐業務手当，看護職員等特別手当，教育学部附属幼稚園教育職員特別手当，高度救命救急センター看護業務手当，初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当は，その月の月額の全額を毎月１７日（以下１７日を「支給日」という。）に，特殊勤務手当，特別診療手当，分娩手当，救急勤務医手当，新生児担当医手当，経営協議会委員手当，面接指導実施医師手当，教員養成実地指導手当，超過勤務手当，休日勤務手当，夜勤手当，宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は，その月の分を翌月の支給日に支給する。ただし，支給日が就業規則第３８条第４項に規定する休日に当たるときは，当該日の直前の休日でない日（その日が１４日となるときは，１８日）に支給する。

２　入試手当は，担当する入学者選抜試験の合格者発表日の属する月の翌月の前項に規定する給与の支給日に支給する。

３　期末手当及び勤勉手当は，６月３０日及び１２月１０日（以下これらの日を「期末手当等支給日」という。）に支給する。ただし，期末手当等支給日が日曜日に当たるときは，期末手当等支給日の前々日に，期末手当等支給日が土曜日に当たるときは，期末手当等支給日の前日に支給する。

４　外部資金獲得手当は，６月３０日に支給する。ただし，６月３０日が日曜日に当たるときは，６月２８日に，６月３０日が土曜日に当たるときは，６月２９日に支給する。

５　競争的研究費等業績手当は，３月３１日に支給する。ただし，３月３１日が日曜日に当たる

ときは，３月２９日に，３月３１日が土曜日に当たるときは，３月３０日に支給する。
６　クロスアポイントメント手当は，毎月１７日，６月３０日及び１２月１０日（以下これらの日を「クロスアポイントメント手当支給日」という。）に支給する。なお，クロスアポイントメント手当支給日については，第１項及び第３項の規定を準用する。

（本給の決定及び適用範囲）
第５条　職員の受ける本給は，所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって，職務の複雑，困難及び責任の度に基づき，かつ，勤労の強度，勤務時間，勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。
２　本給表の種類は，次の各号に掲げるとおりとする。
（１）　一般職本給表（別表第１）
イ　一般職本給表（一）
ロ　一般職本給表（二）
（２）　教育職本給表（別表第２）
イ　教育職本給表（一）
ロ　教育職本給表（二）
ハ　教育職本給表（三）
（３）　医療職本給表（別表第３）
イ　医療職本給表（一）
ロ　医療職本給表（二）
３　前項に掲げる各本給表の適用範囲は，次に定めるところによる。
（１）　第１号イの適用を受ける者　国立大学法人大分大学職員任免規程（平成１６年規程第１５号。以下「任免規程」という。）別表に規定する事務職員，図書系事務職員，施設系技術職員及び教室系技術職員
（２）　第１号ロの適用を受ける者　任免規程別表に規定する技能職員及び労務職員
（３）　第２号イの適用を受ける者　任免規程別表に規定する教育職員（附属学校教員を除く。），教務職員及びリサーチ・アドミニストレーター
（４）　第２号ロの適用を受ける者　任免規程別表に規定する教育職員（大学教員を除く。）のうち，附属特別支援学校に勤務するもの
（５）　第２号ハの適用を受ける者　任免規程別表に規定する教育職員（大学教員を除く。）のうち，附属幼稚園，附属小学校及び附属中学校に勤務するもの
（６）　第３号イの適用を受ける者　任免規程別表に規定する医療系技術職員
（７）　第３号ロの適用を受ける者　任免規程別表に規定する看護系技術職員
（８）　第４号の適用を受ける者　学長が別に定める者
４　第２項第１号から第３号までの本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は，別に定めるものとする。

（本給の訂正方法）
第６条　職員の給与が前条の規定に合致しないと認めたときは，その本給を将来に向かって訂正することができる。

（初任給）
第７条　新たに採用する者の初任給は，その者の学歴，免許・資格，職務経験等を考慮して，別に定めるものとする。

（昇格）
第８条　勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は，その者の資格に応じて，１級上位の級に昇格させることができる。
２　職員を昇格させる場合，その者の本給月額は，別に定めるものとする。

（昇給）

第９条　職員の昇給は，第１１条で規定する日に同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて，行うものとする。
２　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は，同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給の号給数を４号給（教育職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が４級であるもの，教育職本給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が４級であるもの，医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの及び医療職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるものにあっては，３号給）とすることを標準として別に定めるところにより決定するものとする。
３　５５歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあっては，５７歳）を超える職員に関する第１項の規定による昇給は，同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし，昇給させる場合の昇給の号給数は，勤務成績に応じて別に定めるところにより決定するものとする。
４　一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるものに関する第１項の規定による昇給は，同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし，昇給させる場合の昇給の号給数は，勤務成績に応じて別に定めるところにより決定するものとする。
５　職員の昇給は，その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第１０条　削除

（昇給の時期）
第１１条　第９条に規定する昇給の時期は，１月１日とする。ただし，学長が特に認めた場合には，この規定にかかわらず実施するものとする。

（扶養手当）
第１２条　扶養手当は，扶養親族のある職員に対して支給する。ただし，次項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は，一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が９級以上であるものに対しては支給しない。
２　扶養手当の支給については，次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
（１）　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子
（２）　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫
（３）　満６０歳以上の父母及び祖父母
（４）　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹
（５）　重度心身障害者
３　扶養手当の月額は，前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円，扶養親族たる父母等については１人につき６，５００円（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして学長が別に定める職員にあっては、３，５００円）とする。
４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は，前項の規定にかかわらず，５，０００円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
５　前各項に規定するもののほか，扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（管理職手当）

第１３条　管理職手当は，管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について，その特殊性に基づき支給する。
２　前項の規定による管理職手当は，支給対象職員の属する職務の級における最高号給の本給月額の１００分の２５を超えてはならない。
３　前各項に規定するもののほか，管理職手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（調整手当）
第１４条　調整手当は，賃金，物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員について，学長が特に必要と認める場合に支給する。
２　調整手当の月額は，本給（第２５条の規定による本給の調整額を含む。），扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に，学長が別に定める割合を乗じて得た額とする。
３　学長が別に定める職員が法人に異動した場合，当該異動の日から３年を経過するまでの間，前項の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。
（１）　当該異動の日から１年を経過する日までの期間　学長が別に定める割合
（２）　当該異動の日から２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　学長が別に定める割合に１００分の８０を乗じて得た割合
（３）　当該異動の日から３年を経過する日までの期間（前二号に掲げる期間を除く。）　学長が別に定める割合に１００分の６０を乗じて得た割合
４　前項第３号の規定にかかわらず，学長が特に必要と認めるものについては，当該異動の日から３年を経過する日までの期間（同項第１号及び第２号により調整手当を支給した期間を除く。），第２項の月額の合計額に，前項第２号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。
５　前各項に規定するもののほか，調整手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（広域異動手当）
第１４条の２　広域異動手当は，職員が事業所を異にして異動（出向の場合を含む。）した場合又は職員を人事交流により採用した場合（国家公務員から引き続き採用した場合を含む。）において，当該異動又は採用（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した事業所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも６０キロメートル以上であるとき（当該住居と事業所との間の距離が６０キロメートル未満である場合であって，通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業所との間の距離が６０キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は，当該職員には，当該異動等の日から３年を経過する日までの間，本給（第２５条に規定による本給の調整額を含む。），扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に当該異動等に係る事業所間の距離により次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし，当該異動等に当たり６か月以内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業所への異動等が予定されている場合は，この限りではない。
（１）　３００キロメートル以上　１００分の１０
（２）　６０キロメートル以上３００キロメートル未満　１００分の５
２　前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち，当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から３年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては，当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当は支給せず，当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては

当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

３　人事交流により採用した場合（国家公務員から引き続き採用した場合を含む。）で，採用日前日に第１項の規定による広域異動手当と同趣旨による手当を支給されていた者（調整手当相当給与との調整により広域異動手当が支給されない場合を含む。）又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあった職員であって，これに伴い勤務場所に変更があったものには，別に定めるところにより，前二項の規定に準じて，広域異動手当を支給する。

４　前三項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が，前条の規定により調整手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は，前三項の規定による広域異動手当の支給割合から当該調整手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において，前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該調整手当の支給割合以下であるときは，広域異動手当は，支給しない。

５　前各項に規定するもののほか，広域異動手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（住居手当）

第１５条　住居手当は，次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

（１）　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け，月額１６，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）

（２）　第１７条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で，配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け，月額１６，０００円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるとして別に定めるもの。

２　住居手当の月額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じて，当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては，当該各号に定める額の合計額）とする。

（１）　前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて，それぞれ次に定める額（その額に１００円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）に相当する額

イ　月額２７，０００円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から１６，０００円を控除した額

ロ　月額２７，０００円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１７，０００円を超えるときは，１７，０００円）を１１，０００円に加算した額

（２）　前項第２号に掲げる職員　第１号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）

３　前各項に規定するもののほか，住居手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（通勤手当）

第１６条　通勤手当は，次に掲げる職員に支給する。

（１）　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

（２）　通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（３）　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し，かつ，自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し，又は自動車等を使用しなければ通勤するこ

とが著しく困難である職員以外の職員であって，交通機関等を利用せず，かつ，自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

（１）　前項第１号に規定する職員　支給単位期間につき，別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし，運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１か月当たりの運賃等相当額」という。）が，５５，０００円を超えるときは，支給単位期間につき，５５，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において，１か月当たりの運賃等相当額の合計額が５５，０００円を超えるときは，その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（２）　前項第２号に規定する職員　次に掲げる職員の区分に応じ，支給単位期間につき，それぞれ次に定める額とする。

イ　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　２，０００円

ロ　使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員　４，２００円

ハ　使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員　７，１００円

ニ　使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員　１０，０００円

ホ　使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員　１２，９００円

ヘ　使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員　１５，８００円

ト　使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員　１８，７００円

チ　使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員　２１，６００円

リ　使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員　２４，４００円

ヌ　使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員　２６，２００円

ル　使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員　２８，０００円

ヲ　使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員　２９，８００円

ワ　使用距離が片道６０キロメートル以上である職員　３１，６００円

（３）　前項第３号に規定する職員　別に定める区分に応じ，１か月当たりの運賃等相当額及び前号に規定する額の合計額（その額が５５，０００円を超えるときは，５５，０００円まで支給する。），自動車等の使用距離が２キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額は，第１号により算出した額とし，その額が前号に規定する額に満たないときは，前号に規定する額とする。

３　勤務箇所を異にする異動（出向の場合を含む。）又は在勤する勤務箇所の移転に伴い，所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより，通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち，第１項第１号又は第３号に掲げる職員で，当該異動又は移転の直前の住居（異動又は移転の日以後に転居する場合には，新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため，新幹線鉄道等の特別急行列車，高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めら

れるものを利用し，その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は，前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

（１）　新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき，別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の２分の１に相当する額。ただし，当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１か月当たりの特別料金等２分の１相当額」という。）が２０，０００円を超えるときは，支給単位期間につき，２０，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において，１か月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が２０，０００円を超えるときは，その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，２０，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（２）　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

４　前項の規定は，国立大学法人の職員であった者，国家公務員（特別職に属する者を含む。）であった者，検察官であった者，国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和２９年法律第１４１号）の適用を受ける職員であった者，独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の職員であった者，地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和２６年法律第９９号）第１条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関係を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令（昭和２８年政令第２１５号）第９条の２各号に掲げる法人の職員であった者（以下「交流職員等」という。）から引き続き職員となった者のうち，第１項第１号又は第３号に掲げる職員で，当該適用の直前の住居（職員となった日以後に転居する場合において，新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため，新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し，その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

５　第１項第１号又は第１項第３号に掲げる職員のうち，住居を得ることが著しく困難である島に所在する事務所で通勤のため，当該島への交通に橋，トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し，当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は，前３項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

（１）　橋等に係る通勤手当　支給単位期間につき，別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

（２）　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　同号に定める額を負担しないものとした場合における前三項の規定による額

６　通勤手当は，支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては，別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

７　通勤手当を支給される職員につき，離職その他の別に定める事由が生じた場合には，当該職員に，支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

８　この条において「支給単位期間」とは，通勤手当の支給の単位となる期間として６か月を超えない範囲内で１か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては，１か月）をいう。

９　前各項に規定するもののほか，通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（単身赴任手当）

第１７条　事業所を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する事務所の移転に伴い，住居を移転し，父母の疾病その他やむを得ない事情により，同居していた配偶者と別居することとなった職員で，当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち，単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。）その他権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員には，単身赴任手当を支給する。ただし，配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが，通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には，この限りではない。

２　単身赴任手当の月額は，３０，０００円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が１００キロメートル以上である職員にあっては，その額に，７０，０００円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

３　交流職員等から引き続き職員となり，これに伴い，住居を移転し，父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により，同居していた配偶者と別居することとなった職員で，当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち，単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には，前二項の規定に準じて，単身赴任手当を支給する。

４　前各項に規定するもののほか，単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（特殊勤務手当）

第１８条　著しく危険，不快，不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で，給与上特別の考慮を必要とし，かつ，その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には，その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

２　特殊勤務手当の種類，支給される職員の範囲，支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

（特別診療手当）

第１８条の２　特別診療手当は，医学部附属病院に勤務する職員（医師又は歯科医師に限る。）が，宿日直医師又は看護師からの要請に応じて緊急の診療業務に従事した場合に支給する。

２　前項の手当額は，業務に従事した日１日につき１９，０００円とする。

３　前各項に規定するもののほか，特別診療手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

（入試手当）

第１８条の３　入試手当は，教育職本給表（一）の適用を受ける職員が学部及び大学院の入学者選抜試験の出題，採点等の業務に従事した場合に支給する。

２　入試手当の支給対象業務，支給額その他入試手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

第１８条の４　削除

（分娩手当）

第１８条の５　分娩手当は，医学部附属病院に勤務する職員（産科医又は婦人科医に限る。）が，分娩業務に従事した場合に支給する。

２　前項の手当額は，分娩１件につき５，０００円とする。

（救急勤務医手当）

第１８条の６　救急勤務医手当は，医学部附属病院に勤務する職員（医師又は歯科医師に限る。）が，夜間（午後５時１５分から翌日午前８時３０分までをいう。）又は休日の昼間（午前８時３０分から午後５時１５分をいう。）に，次の各号に掲げる業務に従事した場合に支給する。

（１）　高度救命救急センターにおける交代制勤務に従事した場合

（２）　高度救命救急センター以外での交代制勤務，宿日直業務に従事する医師又は歯科医師が，救急医療に対応するための診療業務に従事した場合
（３）　オンコールにより呼び出されて，救急医療に対応するための診療業務に従事した場合
２　前項第２号及び第３号に規定する「救急医療に対応するための診療業務に従事した場合」とは，次のとおりとする。
（１）　高度救命救急センターにおいて受け入れた救急患者について，緊急に当該病状に対する専門的知識をもった医師又は歯科医師の診療が必要となり，当該診療業務に従事した場合
（２）　前号に掲げるほか，各病棟等において，当該診療科に係る救急患者を受け入れた際，当該診療業務に従事した場合
３　第１項に掲げる手当額は，業務に従事した日１日につき５，０００円とする。

（新生児担当医手当）
第１８条の７　新生児担当医手当は，新生児特定集中治療室（ＮＩＣＵ）に勤務する医師が，新生児を担当する場合に支給する。
２　前項の手当額は，入院した新生児１人につき１０，０００円とし，当該新生児を主に担当する医師１人に，入院の初日に限り支給するものとする。

（経営協議会委員手当）
第１８条の８　経営協議会委員手当は，経営協議会委員である職員に対して，経営協議会出席１回につき２０，０００円を支給する。ただし，文書その他の方法により会議を招集せずに審議した場合及び第１３条に規定する管理職手当の支給を受けている者については支給しない。

（看護系技術職員特例手当）
第１８条の９　看護系技術職員特例手当は，医学部附属病院に勤務する医療職本給表（二）の適用を受ける職員で，当該手当の受給を選択した後，同意書を提出した職員のうち，学長が特に必要と認めた職員に対し支給する。
２　第１項に掲げる手当額は，月額２０，０００円とする。
３　月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は，その月の手当は支給しない。
４　前各項に規定するもののほか，看護系技術職員特例手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（専門看護師等手当）
第１８条の１０　専門看護師等手当は，医学部附属病院に勤務する医療職本給表（二）の適用を受ける職員のうち，公益社団法人日本看護協会から専門看護師又は認定看護師として認定された者が当該認定を受けた分野に係る看護業務に従事したときに支給する。
２　前項の手当の月額は，専門看護師にあっては６，０００円，認定看護師にあっては３，６００円とする。ただし，専門看護師及び認定看護師に認定された職員が両分野に係る看護業務に従事した場合は，専門看護師に係る手当のみを支給する。
３　月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は，その月の手当は支給しない。

（産業医手当）
第１８条の１１　産業医手当は，国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程（平成１６年規程第２７号）第１２条に規定する産業医に支給する。
２　前項の手当の月額は，２０，０００円とする
３　月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は，その月の手当は支給しない。

（放射線取扱主任者手当）

第１８条の１２　放射線取扱主任者手当は，大分大学研究マネジメント機構研究支援センターＲＩ管理部門放射線障害予防規程（令和３年規程第３１号）第７条第１項に規定する放射線取扱主任者であって，その業務に従事するものに支給する。
２　前項の手当の月額は，７，０００円とする。
３　月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は，その月の手当は支給しない。

（手術部看護業務手当）
第１８条の１３　手術部看護業務手当は，医学部附属病院に勤務する医療職本給表（二）の適用を受ける職員が，手術部における看護業務に従事したときに支給する。
２　前項の手当の月額は，１０，０００円とする。
３　月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は，その月の手当は支給しない。

（病院長補佐業務手当）
第１８条の１４　病院長補佐業務手当は，大分大学医学部附属病院規程（平成１６年医学部規程第１－２２号）第４条の２に規定する病院長補佐が，その業務に従事した場合に支給する。
２　前項の手当の月額は，３０，０００円とする。
３　月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は，その月の手当は支給しない。

（看護職員等特別手当）
第１８条の１５　看護職員等特別手当は，医学部附属病院に勤務する次の各号に掲げる職員に支給する。
（１）　医療職本給表（二）の適用を受ける職員
（２）　医療職本給表（一）の適用を受ける職員（薬剤師業務を行う者は，薬剤部に勤務する者に限る。）
（３）　一般職本給表（二）の適用を受ける職員（看護助手に限る。）
（４）　一般職本給表（一）の適用を受ける職員（医師事務作業補助業務を行う者に限る。）
（５）　前各号に規定する職員の業務と同種の業務を行う職員
２　前項の手当の月額は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号による額とする。
（１）　前項第１号の職員及び同項第５号の職員のうち同項第１号に規定する職員の業務と同種の業務を行う職員　１０，０００円
（２）　前項第２号から第４号までの職員及び同項第５号の職員のうち同項第２号から第４号までに規定する職員の業務と同種の業務を行う職員　６，０００円
３　月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は，その月の手当は支給しない。

（教育学部附属幼稚園教育職員特別手当）
第１８条の１６　教育学部附属幼稚園教育職員特別手当は，教育学部附属幼稚園に勤務する教育職員（大学教員を除く。）に支給する。
２　前項の手当の月額は，１３，０００円とする。
３　月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は，その月の手当は支給しない。

（クロスアポイントメント手当）
第１８条の１７　クロスアポイントメント手当は，クロスアポイントメント適用教員（国立大学法人大分大学クロスアポイントメント制度に関する規程（平成３０年規程第６号。以下「クロスアポイントメント制度規程」という。）第６条第１項に規定する教員のうち，クロスアポイントメント制度規程第２条第４号アに該当する教員に限る。）に対し，クロスアポイントメント制度規程第３条第５項の規定による協定に基づく額を支給する。

２　前項に規定するもののほか，クロスアポイントメント手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

（高度救命救急センター看護業務手当）

第１８条の１８　高度救命救急センター看護業務手当は，医学部附属病院に勤務する医療職本給表（二）の適用を受ける職員が，高度救命救急センターにおける看護業務に従事したときに支給する。

２　前項の手当の月額は，１０，０００円とする。

３　月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は，その月の手当は支給しない。

（面接指導実施医師手当）

第１８条の１９　面接指導実施医師手当は，国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程（平成１６年規程第２７号）第４０条の２に規定する面接指導を実施する医師が，当該面接指導に従事した場合に支給する。

２　前項の手当額は，面接指導１回につき２，０００円とする。

（教員養成実地指導手当）

第１８条の２０　教員養成実地指導手当は，教育学部附属学校（以下「附属学校」という。）に勤務する教育職員が教育学部において教員養成実地指導業務に従事したときに支給する。

２　前項において，「教育職員」とは，校長，園長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭及び栄養教諭をいう。

３　第１項の手当額は，業務に従事した時間１時間につき，２，０００円とする。

４　教員養成実地指導手当の支給の基礎となる勤務時間数について，１時間未満の端数が生じた場合においては１時間とする。

（超過勤務手当）

第１９条　就業規則第４１条第１項の規定により所定勤務時間を超えて勤務すること，又は法定外休日に勤務すること（以下「時間外勤務」という。）を命ぜられた職員には，時間外勤務をした全時間に対して，勤務１時間につき，第２２条に規定する勤務１時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は，その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし，第１３条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

（１）　１月の時間外勤務の時間数に応じた次の各号に掲げる割合とする。ただし，この場合，１月は毎月１日を起算日とする。

ア　４５時間に達するまでの時間　　１００分の１２５

イ　４５時間を超え６０時間に達するまでの時間　　職員の過半数を代表する者と締結した「時間外労働・休日労働に関する労使協定」で定める割合

ウ　６０時間を超える時間　　１００分の１５０

（２）　１年の時間外勤務の時間数が３６０時間を超えた場合の割合は，職員の過半数を代表する者と締結した「時間外労働・休日労働に関する労使協定」で定める割合とする。ただし，この場合，１年は毎年４月１日を起算日とする。

２　前項の規定にかかわらず，時間外勤務のうち法定外休日に勤務した時間については，前項の規定による割合が，次条の規定による割合を上回る場合のみ，前項の規定による割合を支給するものとする。

３　前項に規定するもののほか，超過勤務手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（休日勤務手当）

第２０条　就業規則第３８条第４項の規定及び国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間，休日，休暇等に関する規程（平成１６年規程第２１号。以下「勤務時間等規程」という。）第９

条の規定による休日に勤務することを命ぜられた職員には，休日に勤務した全時間に対して，勤務１時間につき，第２２条に規定する勤務１時間当たりの給与額の１００分の１３５（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は，その割合に１００分の２５を加算した割合）を休日勤務手当として支給する。

２　前項における「休日」には，これらの日に準ずるものとして学長が指定する日を含むものとする。

３　前各項に規定するもののほか，休日勤務手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（夜勤手当）

第２１条　正規の勤務時間として午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務することを命ぜられた職員には，その間に勤務した全時間に対して，勤務時間１時間につき，次条に規定する勤務時間１時間当たりの給与額の１００分の２５を夜勤手当として支給する。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第２２条　第１９条から第２１条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は，本給の月額並びにこれに対する調整手当並びに広域異動手当の月額，管理職手当，専門看護師等手当，産業医手当，放射線取扱主任者手当，手術部看護業務手当，病院長補佐業務手当，看護職員等特別手当，教育学部附属幼稚園教育職員特別手当，クロスアポイントメント手当（毎月１７日に支給するものに限る。），高度救命救急センター看護業務手当，初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当の合計額を毎年４月１日を起算日とした１年間における１月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

２　前項の「本給の月額」とは，第２５条の規定による本給の調整額が含まれた額をいい，規定により本給を減ぜられているときでも，本来受けるべき本給の月額とする。

３　第１項の「調整手当，広域異動手当の月額」とは，調整手当を支給される職員については，本給の月額に調整手当の支給割合（調整手当及び広域異動手当を同時に支給される職員にあっては調整手当の支給割合に広域異動手当の支給割合を加えた割合）を乗じて得た額をいい，広域異動手当を支給される職員（調整手当を同時に支給される職員を除く。）については，本給の月額に広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。

（宿日直手当）

第２３条　勤務時間等規程第１９条の規定により宿日直勤務を命ずる職員は，次の各号に掲げる者とし，その宿日直勤務１回につき，それぞれ当該各号に定める宿日直手当を支給する。

（１）　臨床工学技士　６，１００円

（２）　医師　１９，０００円

２　前項の勤務は，第１９条から第２１条までの勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第２４条　第１３条の規定により，管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第３８条第４項に規定する休日（以下「週休日等」という。）に勤務をした場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか，管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める額（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して別に定める勤務をした職員にあってはその額に１００分の１５０を乗じて得た額）とする。

（１）　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき，１２，０００円を超えない範囲において別に定める額

（２）　前項に規定する場合　同項の勤務１回につき，６，０００円を超えない範囲内において

別に定める額
４　前三項に定めるもののほか，管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（本給の調整額）
第２５条　本給の調整額は，別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所等に勤務する職員（その勤務箇所に所属し，又は主担当であり，かつ，現に主たる勤務の場所としている場合に限る。）に支給する。
２　本給の調整額は，当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額（その額が本給月額の１００分の４．５を超えるときは，本給月額の１００分の４．５に相当する額とし，その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし，その額が本給月額の１００分の２５を超えるときは，本給月額の１００分の２５に相当する額とする。
３　この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程附則第５項から第７項までの規定による本給を支給される職員に関する前項の規定の適用については，同項中「本給月額の１００分の２５」とあるのは，「本給月額とこの規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程附則第５項から第７項までの規定による本給の額との合計額の１００分の２５」とする。
４　前各項に定めるもののほか，本給の調整額の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（初任給調整手当）
第２６条　初任給調整手当は，教育職本給表（一）の適用を受ける別に定める職員の職で，医師法（昭和２３年法律第２０１号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和２３年法律第２０２号）に規定する歯科医師免許証を有するものには月額５１，６００円を，採用の日から３５年の期間，採用の日（採用後別に定める期間を経過した日）から１年を経過するごとにその額を減じて支給する。
２　前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲，初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

（義務教育等教員特別手当）
第２７条　附属学校に勤務する教育職員には，義務教育等教員特別手当を支給する。
２　前項において，「教育職員」とは，校長，園長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭及び栄養教諭をいう。
３　義務教育等教員特別手当の月額は，２０，２００円を超えない範囲内で，職務の級及び号給の別に応じて，別に定める額とする。
４　義務教育等教員特別手当は，職員の給与が第３６条第１項の規定その他法令の規定により減額される場合においても減額されないものとする。
５　義務教育等教員特別手当は，第３６条第４項の規定により本給の半減が行われる場合であっても半減されない。
６　前各項に規定するもののほか，義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

第２７条の２　削除

（期末手当）
第２８条　期末手当は，６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前１か月以内に退職し，若しくは就業規則第２４条の規定により解雇され，又は死亡した職員に対して，それぞれ第４条第３項で規定する日に支給する。ただし，別に定める職員は除く。
２　期末手当の額は，それぞれ基準日現在（退職し，若しくは解雇され，又は死亡した職員にあ

っては，退職し，若しくは解雇され，又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（第２号に規定する表に掲げる職員にあっては，本給の月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（第３号に規定する表に掲げる職員にあっては，その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）を基礎として，第１号に規定する支給割合を乗じて得た額に，基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて，第４号に規定する在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

（１）　支給割合

一般の職員	特定幹部職員
１００分の１２５	１００分の１０５

注　特定幹部職員は，一般職本給表（一）７級相当以上で，（３）①に掲げる職員をいう。

（２）　役職段階別加算

①　一般職本給表適用者

本　給　表	職　　員	加 算 割 合
一般職（一）	１０級・９級・８級の職員	１００分の２０
	７級・６級の職員	１００分の１５
	５級・４級の職員	１００分の１０
	３級の職員	１００分の５
一般職（二）	５級の職員	１００分の１０
	４級・３級の職員（別に定める職員に限る。）	１００分の５

②　教育職本給表適用者

俸　給　表	職　　員	加　算　割　合
教育職（一）	５級の職員	１００分の１５（別に定める職員にあっては１００分の２０）
	４級及び３級の職員	１００分の１０（４級の職員のうち別に定める職員にあっては１００分の１５）
	２級の職員（別に定める職員に限る。）	１００分の５
教育職（二） 教育職（三）	４級の職員	１００分の１５
	３級の職員	１００分の１０
	２級の職員（別に定める職員に限る。）	１００分の５（別に定める職員にあっては１００分の１０）

③　医療職本給表適用者

俸 給 表	職　　員	加 算 割 合
医療職（一）	８級・７級・６級の職員	１００分の１５
	５級の職員	１００分の１０
	４級・３級・２級の職員（別に定める職員に限る。）	１００分の５
医療職（二）	７級・６級の職員	１００分の１５
	５級・４級の職員	１００分の１０
	３級・２級の職員（別に定める職員に限る。）	１００分の５

（３）　管理職の地位にある職員の本給月額の割増率

①　一般職員本給表適用者

職　務　の　級	管理職手当の区分	加 算 割 合

一般職（一）７級・８級・９級・１０級	管理職手当支給細則第２条の区分Ⅰ種の職員	１００分の２５
	同上区分Ⅱ種の職員	１００分の１５
	同上区分Ⅲ種の職員（学長が別に定めるものに限る。）	１００分の１０

②　教育職員本給表適用者

職　務　の　級	管理職手当の区分	加 算 割 合
教育職（一）５級	管理職手当支給細則第２条の区分Ⅱ種の職員	１００分の１５
	同上区分Ⅲ種の職員（学長が別に定めるものに限る。）	１００分の１０

③　医療職員本給表適用者

職　務　の　級	管理職手当の区分	加 算 割 合
医療職（一）７級・８級	管理職手当支給細則第２条の区分Ⅲ種の職員	１００分の１０
医療職（二）６級・７級	管理職手当支給細則第２条の区分Ⅱ種の職員	１００分の１５

（４）　在職期間別支給割合

在　職　期　間	割　　合
６か月	１００分の１００
５か月以上６か月未満	１００分の８０
３か月以上５か月未満	１００分の６０
３か月未満	１００分の３０

３　前項に規定する基礎となる本給の月額等の取扱いについては，次のとおりとする。

（１）　本給の半額が減ぜられている場合の算定の基礎となる本給の月額は，半減後の額による。

（２）　休職者の場合には，第３２条に規定する支給率を乗じない給与月額による。すなわち，その算出は次のようになる。

（休職給率を乗じない期末手当基礎額の合計額）×（期別支給割合）×（在職期間別割合）×（休職給率）

（３）　欠勤，国立大学法人大分大学職員の育児休業等に関する規程（平成１６年規程第２２号。以下「育児休業等規程」という。）第１７条及び国立大学法人大分大学職員の介護休業等に関する規程（平成１６年規程第２３号。以下「介護休業等規程」という。）第１２条に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）又は懲戒減給処分により給与が減額される場合にも，減額前の給与月額による。

（４）　派遣職員の場合には，第３３条に規定する支給率を乗じない給与月額による。

（５）　第２項の「これらに対する調整手当及び広域異動手当の月額」とは，調整手当が支給される職員にあっては本給及び扶養手当の月額の合計額に調整手当の支給割合（調整手当及び広域異動手当を同時に支給される職員にあっては調整手当の支給割合に広域異動手当の支給割合を加えた割合）を乗じて得た額をいい，広域異動手当が支給される職員（調整手当を同時に支給される職員を除く。）にあっては，本給及び扶養手当の月額の合計額に広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。ただし，１円未満の端数を切り捨てた額とする。

（６）　第２項の「本給の月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額」とは，調整手当が支給される職員にあっては本給の月額に調整手当の支給割合（調整手当及び広域異動手当を同時に支給される職員にあっては調整手当の支給割合に広域異動手当の支給割合を加えた割合）を乗じて得た額をいい，広域異動手当が支給される職員（調整手当を同時に支給される職員を除く。）にあっては，本給の月額に広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。ただし，１円未満の端数を切り捨てた額とする。

４　職員が次の各号の一に該当する場合は，第１項の規定にかかわらず，当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては，その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

（１）　基準日から当該基準日に対応する期末手当等支給日の前日までの間に，就業規則第６４条の規定により懲戒解雇された場合

（２）　禁固以上の刑に処せられた場合又は日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法若しくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し，又はこれに加入したことにより解雇された場合

（３）　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する期末手当等支給日の前日までの間に退職し，又は解雇された職員（前二号に掲げる者を除く。）で，退職し又は解雇された日から当該期末手当等支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合

（４）　次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で，その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた場合

５　学長は，期末手当等支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該期末手当等支給日の前日までに退職し，又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は，当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（１）　退職し，又は解雇された日から当該期末手当等支給日の前日までの間に，その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して，その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り，刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ，その判決が確定していない場合

（２）　退職し，又は解雇された日から当該期末手当等支給日の前日までの間に，その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して，その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって，その者に対し期末手当を支給することが，法人はもとより，国立大学法人全体に対する国民の信頼を確保し，期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

６　学長は，一時差止処分について，次の各号のいずれかに該当するに至った場合には，速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし，第３号に該当する場合において，一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは，この限りでない。

（１）　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合

（２）　一時差止処分を受けた者について，当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

（３）　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

７　学長は，一時差止処分を行う場合に，一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

８　前各項の規定に関するもののほか，期末手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（勤勉手当）

第２９条　勤勉手当は，基準日にそれぞれ在職する職員及び基準日前１か月以内に退職し，若しくは就業規則第２４条の規定により解雇され，又は死亡した職員に対して，基準日以前６か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて，それぞれ第４条第３項で規定する日に支給する。ただし，別に定める職員は除く。

２　勤勉手当の額は，前項の職員が，それぞれの基準日現在（退職し，若しくは解雇され，又は死

亡した職員にあっては，退職し，若しくは解雇され，又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき本給の月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（前条第２項第２号に定める表に掲げる職員にあっては，本給の月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（同項第３号に定める表に掲げる職員にあっては，その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。ただし，１円未満の端数を切り捨てた額とする。）（以下「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として学長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

３　前項に規定する基礎となる本給の月額等の取扱いは，次のとおりとする。

（１）　前条第３項第１号，第３号及び第６号の規定は，勤勉手当の支給に準用する。

（２）　第２項の「本給の月額及びこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額」とは，調整手当が支給される職員にあっては本給の月額に調整手当の支給割合（調整手当及び広域異動手当を同時に支給される職員にあっては調整手当の支給割合に広域異動手当の支給割合を加えた割合）を乗じて得た額をいい，広域異動手当を支給される職員（調整手当を同時に支給される職員を除く。）にあっては本給の月額に広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。ただし，１円未満の端数を切り捨てた額とする。

（３）　第２項の「扶養手当の月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額」とは，調整手当が支給される職員にあっては扶養手当の月額に調整手当の支給割合（調整手当及び広域異動手当を同時に支給される職員にあっては調整手当の支給割合に広域異動手当の支給割合を加えた割合）を乗じて得た額をいい，広域異動手当を支給される職員（調整手当を同時に支給される職員を除く。）にあっては扶養手当の月額に広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。ただし，１円未満の端数を切り捨てた額とする。

４　前条第４項から第７項までの規定は，勤勉手当の支給に準用する。

５　前各項に規定するもののほか，勤勉手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（外部資金獲得手当）

第２９条の２　外部資金獲得手当は，一定の期間内に獲得した間接経費の金額が基準額以上となった職員で，かつ６月１日に在職する職員に対して，第４条第４項で規定する日に支給する。

２　第２８条第４項から第７項までの規定は，外部資金獲得手当の支給に準用する。この場合において，同条第４項及び第６項中「基準日」とあるのは，「６月１日」と読み替えるものとする。

３　前二項に規定するもののほか，外部資金獲得手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（競争的研究費等業績手当）

第２９条の３　競争的研究費等業績手当は，３月１日に在職する職員で，研究代表者等であるものが希望する場合には，当該研究代表者等に対し，当該競争的研究費等の直接経費を財源として第４条第５項で規定する日に支給する。

２　前項に規定するもののほか，競争的研究費等業績手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

第３０条　削除

第３１条　削除

（休職者の給与）

第３２条　職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第１５条第１項第１号により，長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には，その休職の期間中，これに給与（基本給及び諸手当をいう。）の全額を支給する。ただし，国立大学法人大分大学休業補償等支給規程（平成１６年規程第２８号）の定めるところに従い，休業補償給付または傷病補償年金がある場合には，給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

２　職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には，その休職期間が１年（結核

性疾病にあっては２年）に達するまでは，本給，扶養手当，調整手当，広域異動手当，住居手当及び期末手当の１００分の８０を支給することができる。

３　職員が就業規則第１５条第１項第２号による刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には，その休職期間中，本給，扶養手当，調整手当，広域異動手当及び住居手当のそれぞれ１００分の６０以内を支給することができる。

４　就業規則第１５条第１項第３号，第４号又は第９号による休職を命ぜられた場合には，その休職期間中，本給，扶養手当，調整手当，広域異動手当，住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の７０以内を支給することができる。ただし，第９号の規定に該当して休職にされた場合で，当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは，１００分の１００以内を支給することができる。

５　第２項から前項までの規定による本給，調整手当及び広域異動手当の月額に１円未満の端数があるときは，それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

６　第２項又は第４項に規定する職員が，当該各号に規定する期間内で第２８条第１項に規定する基準日前１か月以内に退職し，又は死亡したときは，同項の規定により定める日に，当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし，別に定める職員については，この限りでない。

７　第２項から第４項までに規定する職員に対し，その休職期間中，外部資金獲得手当の１００分の１００以内を支給することができる。

（国際機関等への派遣職員の休職者給与）

第３３条　就業規則第１５条第１項第６号に規定する派遣職員には，その派遣の期間中，本給，扶養手当，調整手当，広域異動手当，住居手当，期末手当及び外部資金獲得手当（以下「本給等」という。）のそれぞれ１００分の７０を支給することができる。ただし，派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは，次の各号に掲げるとおり，あらかじめ学長の承認を得て，本給等のそれぞれ１００分の７０を超え１００分の１００以内を支給することができる。

（１）　派遣期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における職員の本給，扶養手当，調整手当，広域異動手当及び住居手当の月額の合計額（以下「職員としての給与」という。）に１００分の７０を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額（月額によらない場合は，月額に換算したもの）との合計額（以下「報酬等の月額」という。）が，職員としての給与と在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当及び配偶者手当の月額の合計額（派遣先機関から住居が無料で賃代されないときは，当該合計額に在外公館に勤務する外務公務員に支給される住居手当の月額を加えた額）との合計額（以下「基準月額」という。）を下回る場合には，基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合に応じ，次の表に定める支給割合とすることができる。

基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合	支 給 割 合
１００分の５から１００分の９まで	１００分の７５
１００分の１０から１００分の１４まで	１００分の８０
１００分の１５から１００分の１９まで	１００分の８５
１００分の２０から１００分の２４まで	１００分の９０
１００分の２５から１００分の２９まで	１００分の９５
１００分の３０以上	１００分の１００

（２）　前号において，在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当，配偶者手当及び住居手当の月額とは，当該職員が在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に，在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和２７年法律第９３号）に基づき支給されることとなるこれらの給与の額をいう。なお，算出に当たっては，在勤基本手当の号の適用に関する規則（昭和６２年外務省令第６号）の別表を次の表のとおり読み替えて適用するものとする。

号	一般職（一）	教育職（一）	教育職（二） 教育職（三）	医療職（一）	医療職（二）

１号	９級以上	５－２１以上	４－５以上	８級以上	６－３７以上
２号	７級以上	５級以上 ４－２５以上	４級以上 ３－１７以上	７級以上 ６－９以上	６－１３以上
３号	６級以上	４－９以上	３－５以上	６級以上 ５－１３以上	６級以上 ５－１７以上
４号	５級以上	４級以上	３級以上 ２－５３以上	５－５以上	５－９以上
５号	４級以上	３－９以上	２－４５以上	５級以上 ４－１３以上	５級以上 ４－１７以上
６号	３級以上	３級以上 ２－１７以上	２－２９以上	４級以上 ３－９以上	４級以上 ３－１３以上
７号	２級以上	２－５以上	２－１３以上	３級以上 ２－１３以上	３級以上 ２－２５以上
８号	１－２５以上	２級以上	２級以上	２級以上	２級以上
９号	１級以上	１級以上	１級以上	１級以上	１級以上

注）教育職（一）５－２１以上は，５級２１号給以上を意味する。

（３）　第１号の適用に当たって，給与の額が外国通貨をもって定められている場合には本邦通貨に換算するものとし，この場合における換算は，当該職員の派遣の日の前日の為替相場によるものとする。ただし，第１号に掲げる支給割合の区分に影響のない場合は，７日前程度までの相場とすることができる。

（４）　派遣の期間を更新される職員の更新の日以後の給与の支給割合は，当該更新の日を派遣の日とみなし，前号により再決定するものとする。

（５）　第１号又は前号により決定された支給割合は，当該期間中は変更しないものとする。ただし，特別の事情により変更する必要があると認められる場合は，あらかじめ学長と協議するものとする。

２　日本国内に在勤する派遣職員について，その派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が高いことその他の事情により，前項本文の規定による給与を支給することが不適当であると認められるときは，同項本文の規定にかかわらず，あらかじめ学長の承認を得て，当該職員に本給等のそれぞれ１００分の７０未満を支給すること又は給与を支給しないことができる。

３　派遣職員（前項に規定する職員を除く。）の派遣先の機関の特殊事情により，給与を支給することが著しく不適当である（第１項の規定による給与を支給することが当該職員の派遣に著しく支障を生ずると認められ場合）ときは，第１項の規定にかかわらず，当該職員には給与を支給しない。

４　派遣期間中の給与の支払は，あらかじめ職員の指定する者（職員の収入により生計を維持する者，親族等をいう。）に対して支払うことができる。

５　第１項及び前項についての申請をする場合は，次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとし，必要に応じ関係資料を添付するものとする。

イ　派遣職員の職種，氏名，職務の級及び号給並びに扶養親族の数及び続柄等

ロ　派遣先の機関の名称及び所在地

ハ　派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額（月額によらない場合は，月額に換算したもの）

ニ　希望する給与の支給率及び申請の理由

ホ　その他参考となる事項（国際協力事業団ＪＩＣＡを経由する場合には，その旨を明記すること。）

へ　給与の支払いをあらかじめ職員の指定する者に行う旨の書面による届出

（育児休業等の給与）

第３４条　育児休業等規程により育児休業等をする職員の給与については，次の各号に定めるとおりとする。

（１）　育児休業期間については，給与を支給しない。ただし，勤務時間等規程第２７条第１項第７号に規定する特別休暇を取得していない職員が，子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い日から起算して，８週間を経過する日の翌日までの期間に最初に取得した５日以内（就業規則第３８条に規定する休日を除く。）の育児休業期間については，給与を支給する。

（２）　育児休業をしている職員のうち，次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず，当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ　第２８条第１項に規定するそれぞれの基準日以前６月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ　第２９条第１項に規定するそれぞれの基準日以前６月以内の期間において勤務した期間がある職員

（３）　育児休業をしている職員のうち，６月１日に在職する職員については，第１号の規定にかかわらず，外部資金獲得手当を支給することができる。

（４）　育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合は，当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして，別に定めるところにより，号給を調整することができる。

（５）　職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には，第３６条の規定にかかわらず，その勤務しない１時間につき，第２２条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（６）　前各号に規定するもののほか，育児休業等の給与に関し必要な事項は，別に定める。

（介護休業等の給与）

第３５条　介護休業等規程により介護休業をする職員の給与については，次の各号に定めるとおりとする。

（１）　介護休業をしている期間については，給与を支給しない。

（２）　介護休業をしている職員のうち，次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず，当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ　第２８条第１項に規定するそれぞれの基準日以前６月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ　第２９条第１項に規定するそれぞれの基準日以前６月以内の期間において勤務した期間がある職員

（３）　介護休業をしている職員のうち，６月１日に在職する職員については，第１号の規定にかかわらず，外部資金獲得手当を支給することができる。

（４）　介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合は，当該介護休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして，別に定めるところにより，号給を調整することができる。

（５）　職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には，第３６条の規定にかかわらず，その勤務しない１時間につき，第２２条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（６）　前各号に規定するもののほか，介護休業等の給与に関し必要な事項は，別に定める。

（給与の減額）

第３６条　就業規則第４９条に規定する休暇である場合，その他その勤務しないことにつき，特に承認があった場合を除き，第２２条に規定する勤務１時間あたりの給与額（円位未満四捨五入）にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

２　前項の規定により減額すべき給与額は，その給与期間の分の本給，調整手当及び広域異動手当に対応する額を，次に定めるところにより計算し，それぞれその次の給与期間以降の本給，調整手当及び広域異動手当から差し引く。ただし，退職，休職等の場合において減額すべき給

与額が，本給，調整手当及び広域異動手当から差し引くことができないときは，その他の未支給の給与から差し引く。
３　第１項の規定により減額の対象となる時間数は，その給与期間における欠勤の時間数及び部分休業の時間数の合計とする。この場合において，その合計時間数に１時間未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
４　前各項の規定にかかわらず，職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため，又は疾病に係る就業禁止の措置により，当該療養のため病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して９０日（結核性疾患の場合にあっては，１年）を超えて引き続き勤務しないときは，その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき，本給及び本給の調整額の半額を減ずる。
５　前各項に規定するもののほか，必要な事項は，別に定める。

（日割計算）
第３７条　新たに職員となった者には，その日から給与を支給し，昇格等により，本給月額に異動を生じた者には，その日から新たに定められた給与を支給する。
２　職員が退職し，又は解雇された場合には，その日までの給与を支給する。
３　職員が死亡により退職した場合には，その月までの給与を支給する。
４　第１項又は第２項の規定により，給与を支給する場合であって，その月の初日から支給するとき以外のとき，又はその月の末日まで支給するとき以外のときは，その給与額は，その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
５　前各項の規定は，第１３条に規定する管理職手当，第１４条に規定する調整手当及び第１４条の２に規定する広域異動手当の支給について準用する。

（端数計算）
第３８条　第１９条から第２１条までの規定により勤務１時間につき支給する超過勤務手当，休日勤務手当又は夜勤手当並びに第３４条から３６条に規定する勤務時間１時間当たりの給与額を算定する場合において，その額に５０銭未満の端数を生じたときは，これを切り捨て，５０銭以上１円未満の端数を生じたときは，これを１円に切り上げるものとする。

（端数の処理）
第３９条　この規程により計算した確定金額に１円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てるものとする。

（給与の支払）
第４０条　職員の給与は，その全額を現金で，直接職員に支払うものとする。ただし，法令又は規定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には，その職員に支払うべき給与の金額から，その金額を控除して支払うものとする。
２　職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には，その方法によって支払うことができる。
３　前二項に規定するもののほか，給与の支払に関し必要な事項は，別に定める。

（実施に関し必要な事項）
第４１条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この規程は，平成１６年４月１日から施行する。
（施行日に適用される本給表）
２　第１条に規定する職員のうち，この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日におい

て，一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年４月３日法律第９５号　以下「給与法」という。）第６条第１項に規定する俸給表の適用を受けていた職員（以下「承継職員」という。）の施行日における第５条第２項に規定する本給表は，行政職俸給表については一般職本給表とし，教育職俸給表については教育職本給表とし，医療職俸給表（二）については医療職本給表（一）とし，医療職俸給表（三）については医療職本給表（二）とし，指定職俸給表については指定職本給表とし，別に辞令を発せられない限り，それぞれ適用する。

（施行日における号俸等）

３　前条の適用を受ける職員の施行日における号給又は本給月額（以下「号給等」という。）は，別に辞令を発せられない限り，当該職員が施行日の前日に受けていた級号給と同一とする。ただし，施行日に昇格又は昇給させることとなる職員については，給与法及び人事院規則９−８（初任給，昇格，昇給等の基準）の規定を準用し，施行日の前日に受けていた号俸等を受けるに至った時を基礎とし本給月額を決定する。

（昇給停止に関する経過措置）

４　承継職員のうち，施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成１０年法律１２０）附則１１項から第１３項までの適用を受けていた職員の昇給については，第９条第３号の規定にかかわらず，昇給停止年齢に達した日後も，人事院規則を準用し，昇給させることができる。

（調整手当の異動保障に関する経過措置）

５　承継職員のうち，施行日の前日において給与法第１１条の７の適用を受けていた職員の施行日における第１４条の規定の適用については，一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成１５年法律１４１号）附則７項の規定を準用し，給与法第１１条の７が適用された日から３年を経過する日又は平成１８年３月３１日のいずれか早い日までの間，第１４条第３項の規定を読み替えて適用して場合の支給割合を乗じて得た額を支給する。

（扶養手当等）

６　承継職員のうち，施行日の前日において給与法第１１条に規定する扶養手当，同法第１１条の９に規定する住居手当，同法第１２条に規定する通勤手当及び同法第１２条の２に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第１２条に規定する扶養手当，第１５条に規定する住居手当，第１６条に規定する通勤手当及び第１７条に規定する単身赴任手当の支給については，別に支給要件等に異動がない限り，従前のとおりとする。

（休職者の給与）

７　承継職員のうち，施行日の前日において給与法第２３条に規定する休職者の給与の適用を受けていた職員の施行日における第３２条に規定する休職者の給与については，別に発令がなされない限り，従前のとおりとする。

（派遣職員の給与）

８　承継職員のうち，施行日の前日において国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和４５年法律１１７号）第５条に規定する派遣職員の給与を受けていた職員の施行日における第３３条に規定する派遣職員の給与については，別に発令がなされない限り，従前のとおりとする。

（育児休業等の給与）

９　承継職員のうち，施行日の前日において国家公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１０９号）第３条第１項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日における第３４条に規定する育児休業等の給与については，別に発令がなされない限り，従前のとおりとする。ただし，その者が復職するまでの間は，給与を支給しない。

（平成２７年６月期の勤勉手当の総額の特例）

１０　平成２７年６月期の勤勉手当の総額については，第２９条第２項中「１００分の７５（特定幹部職員にあっては，１００分の９５）」とあるのは「１００分の７７（特定幹部職員にあっては，１００分の９７）」と読み替えて適用する。

（救急勤務医手当の特例）

１１　救急勤務医手当は，第１８条の６第１項各号列記以外の部分及び同項第１号の規定にかかわらず，当分の間，医学部附属病院に勤務する職員（医師又は歯科医師に限る。）が高度救命救急センターにおける業務に従事した場合に支給する。

附　則（平成１７年規程第３７号）

この規程は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年規程第１２６号）

（施行期日）

１　この規程は，平成１７年１２月１日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える本給月額の切替え等）

２　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）別表第１から別表第３までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額（職員給与規程別表第２ロの備考又はハの備考の規定の適用を受ける職員にあっては，これらの規定の適用がな　施行日の前日における その者の属する職務の 級における最高の号級 の額　本給月額。以下この項において同じ。）を受けていた職員の施行日における　給月額」という。）は，次の式により算出した額とする。

$$\text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその１号給下位の号給との差額} \times \frac{\text{その者の施行日の前日における本給月額（以下「旧本給月額」という。）} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその１号給下位の号給との差額}} + \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額}$$

３　前項の規定により新本給月額を決定される職員に対する施行日以降における最初の職員給与規程第９条第２項又は附則第４項の規定の適用については，その者の旧本給月額を受けていた期間をその者の新本給月額を受ける期間に通算する。

附　則（平成１８年規程第４号）

この規程は，平成１８年１月２３日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程の規定は，平成１７年４月１日から適用する。

附　則（平成１８年規程第６５号）

（施行期日）

１　この規程は，平成１８年４月１日から施行する。

（特定職務の級の切替え）

２　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」）という。）は，旧級に対応する同表の新級欄に掲げる職務の級とする。

（号給の切替え）

３　施行日の前日において改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「旧職員給与規程」という。）別表第１から別表第３までの本給表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」）という。）は，旧級，施行日の前日においてその者が受けていた号給（職務の級における最高の号給を超える本給月額を含む。以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（次の各号に掲げる職員にあっては，当該各号に掲げる期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第２に掲げる号給とする。

（１）　施行日前において特別昇給以外の事由により旧号給からの昇給に係る昇給期間を短縮されていた職員　旧号給を受けたとみなす日から施行日の前日までの期間に相当する期間

（２）　施行日前において特別昇給をした職員のうち，特別昇給後の最初の昇給の予定の時期が施行日以後となる職員　旧号給を受けたとみなす日から施行日の前日までの期間に相当する期間

（３）　施行日前において昇給延伸の事由に該当した職員　施行日以降良好な成績で勤務したものとした場合の旧号給を受けたとみなす日から施行日の前日までの期間に相当する期

間

（４）　施行日の前日において国立大学法人大分大学職員就業規則（平成１６年規則第５号）第１５条の規定により休職にされていた職員及び国立大学法人大分大学育児休業等規程（平成１６年規程第２２号）により育児休業をしていた職員　０

（５）　旧職員給与規程第９条の規定により施行日以後の昇給がないこととなる職員　０

（施行日前の異動者の号給の調整）

４　施行日前（平成８年４月１日から施行日の前日までの間に限る。）に職務の級を異にして異動した職員又は本給表の適用を異にする異動をした職員の新号給については，その者の施行日前に行われた異動がなく，かつ，施行日に異動したものとしてこの規程による改正後の職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）及び国立大学法人大分大学職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する細則の一部を改正する細則（平成１８年細則第９号）による改正後の国立大学法人大分大学職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する細則（以下「新初任給等細則」という。）の規定を適用した場合に得られる号給がその者の新号給より有利な職員については，新職員給与規程及び新初任給細則の規定を適用した場合に得られる号給をもって，その者の新号給とすることができる。

（本給の切替えに伴う経過措置）

５　施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で，その者の受ける本給月額が同日に受けていた本給月額に達しないこととなる職員（次の各号に掲げる職員を除く。）には，本給月額のほか，その差額に相当する額を本給として支給する。

（１）　施行日以降に初任給基準を異にする異動をした職員

（２）　施行日以降に下位の職務の級に降格をした職員

（３）　施行日前に休職及び育児休業期間がある職員であって，施行日　以降に当該休職及び育児休業期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

６　施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち，施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって，その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に掲げる額に達しないこととなるものには，その差額に相当する額を本給として支給する。

（１）　本給表の適用を異にする異動又は初任給基準を異にする異動をした場合　施行日の前日に当該異動があったものとした場合に旧職員給与規程及び改正前の国立大学法人大分大学職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する細則（平成１６年細則第１号。以下「旧初任給等細則」という。）の規定により同日において受けることとなる本給月額に相当する額

（２）　下位の職務の級に降格をした場合　施行日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合に旧職員給与規程及び旧初任給等細則の規定により同日において受けることとなる本給月額に相当する額

（３）　施行日前における休職及び育児休業期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合　施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の職員給与規程及び改正前初任給等細則の規定により同日において受けることとなる本給月額に相当する額

７　施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち，次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって，その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に掲げる額に達しないこととなるものには，その差額に相当する額を本給として支給する。

（１）　交流職員等から引き続き職員となった場合（次号に掲げる場合を除く。）　その者が施行日の前日に交流職員等から引き続き職員となったものとした場合に旧職員給与規程及び旧初任給等細則の規定により同日において受けることとなる本給月額に相当する額

（２）　交流職員等から引き続き職員となった日以降に前項各号に掲げる場合に該当することとなった場合　その者が施行日の前日に交流職員等から引き続き職員となり同日から引き続き本給表の適用を受けていたものとみなして前項各号の規定を適用した場合の本給月額に相当する額

（切替え等に係る運用）

８　附則第２項から前項までの規定の適用については，平成１７年改正法の施行に伴う平成１８年４月１日における俸給の切替え等について（給実甲第１０１５号），平成１７年改正法附則第

１１条の規定による俸給（人事院規則９－１２０）及び人事院規則９－１２０（平成１７年改正法附則第１１条の規定による俸給）の運用について（給実甲第１０１６号）を準用する。

附　則（平成１８年規程第１０４号）

この規程は，平成１８年１０月１日から施行する。

附　則（平成１９年規程第５１号）

（施行期日）

１　この規程は，平成１９年４月１日から施行する。

（平成２０年３月３１日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

２　平成２０年３月３１日までの間においては，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第１４条の２第１項第１号中「１００分の６」とあるのは「１００分の４」と，同項第２号中「１００分の３」とあるのは「１００分の２」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

３　新規程第１４条の２の規定は，平成１６年４月２日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員が事業所を異にして異動（出向の場合を含む。）した場合又は職員を人事交流により採用した場合（国家公務員から引き続き採用した場合を含む。）についても適用する。この場合において，同条第１項中「当該異動等の日から」とあるのは，「平成１９年４月１日から当該異動等の日以後」とする。

附　則（平成１９年規程第９４号）

（施行期日）

１　この規程は，平成１９年１２月２５日から施行する。

２　この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は，平成１９年４月１日から適用する。ただし，新規程第２９条の規定は，同年１２月１日から適用する。

（勤勉手当の総額に関する特例）

３　平成２０年３月３１日までの間においては，新規程第２９条第２項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の７７．５」と，「１００分の９５」とあるのは「１００分の９７．５」とする。

（差額の支給）

４　平成１９年１２月１日以降に在職する職員で，新規程の適用により，改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じる職員に対しては，施行日以降の給与の支給日に差額を支給する。

附　則（平成２０年規程第４１号）

この規程は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年規程第１２号）

この規程は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年規程第６０号）

（施行期日）

１　この規程は，平成２１年６月１日から施行する。

（平成２１年６月期の期末手当，勤勉手当及び期末特別手当の支給割合及び成績率の特例）

２　平成２１年６月期においては，第２８条第２項第１号表中

「（１）　期別支給割合

基準日	期　別　支　給　割　合		
	一般の職員	特定幹部職員	再雇用職員
６月１日	１００分の１４０	１００分の１２０	１００分の７５

」を

「（１）　期別支給割合

基準日	期　別　支　給　割　合		
	一般の職員	特定幹部職員	再雇用職員
６月１日	１００分の１２５	１００分の１１０	１００分の７０

」に，第２９条第２項中「１００分の７５（特定幹部職員にあっては，１００分の９５）」を「１００分の７０（特定幹部職員にあっては，１００分の８５）」に，第３０条第２項中「６月に支給する場合においては１００分の１６０」を「６月に支給する場合においては１００分の１４５」に読み替えて適用する。

附　則（平成２１年規程第６２号）

この規程は，平成２１年７月１日から施行する。

附　則（平成２１年規程第９８号）

（施行期日）

１　この規程は，平成２１年１２月１日から施行する。ただし，第１９条の改正規定は，平成２２年４月１日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

２　平成１８年規程第６５号附則第６項中「施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち，施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって，その者の受ける本給月額」を「施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち，施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって，その者の受ける本給月額に１００分の９９．７６を乗じて得た額（円未満切り捨て）」と読み替えて適用する。

３　平成１８年規程第６５号附則第７項中「施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち，次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって，その者の受ける本給月額」を「施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち，次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって，その者の受ける本給月額に１００分の９９．７６を乗じて得た額（円未満切り捨て）」と読み替えて適用する。

４　平成２１年１２月期の勤勉手当支給に関し，第２９条第２項後段に定める事項は適用しない。

附　則（平成２２年規程第１５号）

この規程は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年規程第２０号）

この規程は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年規程第４３号）

この規程は，平成２２年６月１日から施行する。

附　則（平成２２年規程第６６号）

（施行期日）

１　この規程は，平成２２年１２月１日から施行する。

（５５歳を超える職員の給与の減額支給）

２　当分の間，５５歳を超える職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者で，その号給がその職務の級における最低の号給でない者に限る。）に対する給与の支給に当たっては，当該職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日以後，次の各号に掲げる給与の額から，それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（１）　本給月額　当該職員の本給月額に１００分の１．５を乗じて得た額（その額を当該本給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の本給月額に達しない

場合にあっては，当該職員の受ける本給月額から当該職員の属する職務の級の最低号給の本給月額を減じた額）

（２）　その他本給月額を基に算出される手当（退職手当を除く）については，第１号に準じて取り扱う。

本給表	職務の級
一般職本給表（一）	６級
教育職本給表（一）	５級
教育職本給表（二）	４級
教育職本給表（三）	４級
医療職本給表（一）	６級
医療職本給表（二）	６級

（平成２２年１２月期の期末手当，勤勉手当及び期末特別手当の支給割合及び成績率の特例）

２　平成２２年１２月期においては，第２８条第２項第１号表中

「（１）　期別支給割合

基準日	期　別　支　給　割　合	
	一般の職員	特定幹部職員
１２月１日	１００分の１３７．５	１００分の１１７．５

」を

「（１）　期別支給割合

基準日	期　別　支　給　割　合	
	一般の職員	特定幹部職員
１２月１日	１００分の１３５	１００分の１１５

」に，

第２９条第２項中「１００分の６７．５（特定幹部職員にあっては，１００分の８７．５）」を「１００分の６５（特定幹部職員にあっては，１００分の８５）」に，第３０条第２項中「１２月に支給する場合においては１００分の１５０」を「１２月に支給する場合においては１００分の１４５」に読み替えて適用する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

３　平成１８年規程第６５号附則第５項中「施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で，その者の受ける本給月額が同日に受けていた本給月額」を「施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で，その者の受ける本給月額が同日に受けていた本給月額に１００分の９９．５９を乗じて得た額（円未満切り捨て）」と読み替えて適用する。

４　平成１８年規程第６５号附則第６項中「施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち，施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって，その者の受ける本給月額」を「施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち，施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって，その者の受ける本給月額に１００分の９９．５９を乗じて得た額（円未満切り捨て）」と読み替えて適用する。

５　平成１８年規程第６５号附則第７項中「施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち，次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって，その者の受ける本給月額」を「施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち，次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって，その者の受ける本給月額に１００分の９９．５９を乗じて得た額（円未満切り捨て）」と読み替えて適用する。

附　則（平成２３年規程第５９号）

この規程は，平成２３年１０月３１日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程の規定は，同年４月１日から適用する。

附　則（平成２３年規程第６０号）

この規程は，平成２３年１１月１日から施行する。

附　則（平成２３年規程第６６号）

この規程は，平成２３年１１月２８日から施行する。

附　則（平成２４年規程第５号）

この規程は，平成２４年２月１３日から施行する。

附　則（平成２４年規程第１０号）

この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年規程第３０号）

（施行期日）

１　この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

２　平成１８年規程第６５号附則第５項中「施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で，その者の受ける本給月額が同日に受けていた本給月額が同日に受けていた本給月額に達しないこととなる職員（次の各号に掲げる職員を除く。）には」とあるのは「施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で，その者の受ける本給月額が同日に受けていた本給月額に１００分の９９．１を乗じて得た額（円未満切り捨て）に達しないこととなる職員（次の各号に掲げる職員を除く。）には」と読み替えて適用する。

３　平成１８年規程第６５号附則第６項中「施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち，施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって，その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に掲げる額に達しないこととなるものには」とあるのは「施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち，施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって，その者の受ける本給月額に１００分の９９．１を乗じて得た額（円未満切り捨て）が当該各号の区分に応じ当該各号に掲げる額に達しないこととなるものには」と読み替えて適用する。

４　平成１８年規程第６５号附則第７項中「施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち，次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって，その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に掲げる額に達しないこととなるものには」とあるのは「施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち，次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって，その者の受ける本給月額に１００分の９９．１を乗じて得た額（円未満切り捨て）が当該各号の区分に応じ当該各号に掲げる額に達しないこととなるものには」と読み替えて適用する。

附　則（平成２４年規程第４６号）

（施行期日）

１　この規程は，平成２４年５月１日から施行する。

２　この規程の施行の日から平成２６年３月３１日までの間（以下「特例期間」という。）において，職員への本給月額（第２５条に規定する本給の調整額は含まず，平成１８年規程第６５号附則第５項から第７項により支給される差額を含み，当該職員が第３６条第４項の規定の適用を受ける者である場合にあっては，同項の規定により半額を減ぜられた本給月額（同項の規定による本給のうち，本給の調整額は含まない。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては，本給月額から，本給月額に附則別表第１に掲げる本給表及び職務の級に応じた率（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

３　特例期間において，管理職手当の支給に当たっては，管理職手当の月額から，当該手当月額に１００分の１０を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

４　特例期間において，調整手当及び広域異動手当の支給に当たっては，調整手当及び広域異動手当の月額から，本給月額に対する調整手当及び広域異動手当の月額に支給減額率を乗じ

て得た額並びに管理職手当に対する調整手当及び広域異動手当の月額に１００分の１０を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

5　特例期間において，期末手当，勤勉手当及び期末特別手当の支給に当たっては，期末手当，勤勉手当及び期末特別手当の額から，本給月額等を基礎に算定した支給額に１００分の９．７７を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

6　特例期間において，第１９条から第２１条までに規定する勤務１時間当たりの給与額の算定に当たっては，第２２条の規定にかかわらず，同条により算出した給与額から，本給の月額並びにこれに対する調整手当並びに広域異動手当の月額，管理職手当，初任給調整手当，義務教育等教員特別手当及び教職調整額の合計額を毎年４月１日を起算日とした１年間における１月平均所定勤務時間で除して得た額に支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

7　附則第２項から第６項により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において，当該額に１円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てるものとする。

8　特例期間において，本給月額が算出の基礎となる手当（附則第３項から第６項に定めるものを除く。）並びに第３２条及び第３３条の規定による給与の減額については，この規程による減額後の本給月額を基礎として算出し支給する。

9　附則第２項から第８項の措置は，第３条第２項に定める年俸制を適用する職員及び外部資金で雇用する退職手当相当額を国から予算措置されない職員には適用しない。

（業務特例手当）

１０　特例期間において，医学部附属病院に所属する医療職本給表（一）又は医療職本給表（二）の適用を受ける職員に対し，業務特例手当を支給する。

１１　前項に定める業務特例手当は，附則第２項から第８項の措置により減額される額（以下「減額措置額」という。）と同額とする。

１２　特例期間において，教育福祉科学部附属学校に勤務する教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の適用を受ける者のうち，地方公共団体との人事交流により採用された者の減額措置額が，当該地方公共団体の職員として在職した場合の同様の措置による減額額（以下「仮定減額額」という。）と比較して大きくなる職員には，業務特例手当を支給する。

１３　前項に定める業務特例手当は，仮定減額額と減額措置額との差額と同額とする。

１４　教育福祉科学部附属学校に勤務する教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の適用を受ける者のうち，附則第１２項の人事交流により採用された職員以外のものについても，地方公共団体のうち大分県との人事交流により採用されたものとみなし，前項に準じて取り扱う。

附則別表第１

本給表及び職務の級	率
一般職本給表（一）２級以下	１００分の４．７７
一般職本給表（一）３級から６級まで	１００分の７．７７
一般職本給表（一）７級以上	１００分の９．７７
一般職本給表（二）３級以下	１００分の４．７７
一般職本給表（二）４級以上	１００分の７．７７
教育職本給表（一）５級以上	１００分の９．７７
教育職本給表（一）３級から４級まで	１００分の７．７７
教育職本給表（一）２級以下	１００分の４．７７
教育職本給表（二）特２級以上	１００分の７．７７
教育職本給表（二）２級以下	１００分の４．７７
教育職本給表（三）特２級以上	１００分の７．７７
教育職本給表（三）２級以下	１００分の４．７７
医療職本給表（一）２級以下	１００分の４．７７
医療職本給表（一）３級から７級まで	１００分の７．７７
医療職本給表（一）８級	１００分の９．７７

医療職本給表（二）２級以下	１００分の４．７７
医療職本給表（二）３級から６級まで	１００分の７．７７
医療職本給表（二）７級	１００分の９．７７

附　則（平成２４年規程第１２０号）

（施行期日）

１　この規程は，平成２４年１２月１日から施行する。

（平成２４年１２月期の特例）

２　平成２４年１２月期において，第２９条第２項に定める勤勉手当の総額については，同項の規定にかかわらず，学長が別に定める。

附　則（平成２４年規程第１２４号）

（施行期日）

１　この規程は，平成２４年１２月１４日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

２　平成１８年規程第６５号附則第５項中「本給月額のほか，その差額に相当する額を本給として支給する。」とあるのは「平成２６年３月３１日までの間，本給月額のほか，その差額に相当する額を本給として支給する。」と読み替えて適用する。

３　平成１８年規程第６５号附則第６項中「その差額に相当する額を本給として支給する。」とあるのは「平成２６年３月３１日までの間，その差額に相当する額を本給として支給する。」と読み替えて適用する。

４　平成１８年規程第６５号附則第７項中「その差額に相当する額を本給として支給する。」とあるのは「平成２６年３月３１日までの間，その差額に相当する額を本給として支給する。」と読み替えて適用する。

附　則（平成２５年規程第５号）

この規程は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年規程第６２号）

この規程は，平成２５年９月２５日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程の規定は，同年４月１日から適用する。

附　則（平成２５年規程第６４号）

この規程は，平成２５年１０月１日から施行する。

附　則（平成２５年規程第６８号）

この規程は，平成２６年１月１日から施行する。

附　則（平成２５年規程第７１号）

この規程は，平成２５年１２月２５日から施行する。

附　則（平成２６年規程第４２号）

この規程は，平成２７年１月１日から施行する。

附　則（平成２６年規程第４５号）

（施行期日）

１　この規程は，平成２７年１月１日から施行し，この規程による改正後の大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は，平成２６年４月１日から適用する。ただし，新規程第２９条の規定は，同年１２月１日から適用する。

（差額の支給）

２　平成２７年１月１日に在職する職員で，新規程の適用により，改正前の国立大学法人大分

大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

（平成２７年１月１日における昇給に関する特例）

３　平成２７年１月１日における新規程第９条第２項の規定の適用については，同項中「４号給」とあるのは「３号給」と，「３号給」とあるのは「２号給」とする。

附　則（平成２６年規程第５３号）

この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年規程第１４号）

（施行期日）

１　この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

２　施行日前（平成１８年４月１日から施行日の前日までの間に限る。）に職務の級を異にして異動した職員又は本給表の適用を異にする異動をした職員の施行日における新号給については，その者の施行日前に行われた異動がなく，かつ，施行日に異動したものとしてこの規程による改正後の職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）及び国立大学法人大分大学職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する細則の一部を改正する細則（平成１８年細則第９号）による改正後の国立大学法人大分大学職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する細則（以下「新初任給等細則」という。）の規定を適用した場合に得られる号給がその者の新号給より有利な職員については，新職員給与規程及び新初任給等細則の規定を適用した場合に得られる号給をもって，その者の新号給とすることができる。

（本給の切替えに伴う経過措置）

３　施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で，その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（次の各号に掲げる職員を除く。）には，平成３０年３月３１日までの間，本給月額のほか，その差額に相当する額（平成２２年規程第６６号附則第２項に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）にあっては，５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後特定職員となった場合にあっては，特定職員となった日）以後，当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を本給として支給する。

（１）　施行日以降に初任給基準を異にする異動をした職員

（２）　施行日以降に下位の職務の級に降格をした職員

（３）　施行日前に休職及び育児休業の期間（以下「休職等期間」という。）がある職員であって，施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

４　施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち，施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって，その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには，その差額に相当する額（特定職員にあっては，５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後特定職員となった場合にあっては，特定職員となった日）以後，当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を本給として支給する。

（１）　本給表の適用を異にする異動又は初任給基準を異にする異動をした場合　施行日の前日に当該異動があったものとした場合（施行日以降にこれらの異動が２回以上あった場合にあっては，施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に改正前の職員給与規程（以下「旧職員給与規程」という。）及び改正前の国立大学法人大分大学職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する細則（平成１６年細則第１号。以下「旧初任給等細則」という。）の規定により同日において受けることとなる本給月額に相当する額

（２）　下位の職務の級に降格をした場合　施行日の前日においてその者が受けていた本給月額に相当する額から，当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する本給月額に相当する額と当該降格後に受けることと

なる号給に対応する本給月額との差額に相当する額（降格を２回以上した場合にあっては，それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

（３）　施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合　施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に旧職員給与規程及び旧初任給等細則の規定により同日において受けることとなる本給月額に相当する額

５　施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち，次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって，その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に掲げる額に達しないこととなるものには，その差額に相当する額（特定職員にあっては，５５歳に達した日後における最初の４月１日以後，当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を本給として支給する。

（１）　交流職員等から引き続き職員となった場合（次号に掲げる場合を除く。）　その者が施行日の前日に交流職員等から引き続き職員となったものとした場合に旧職員給与規程及び旧初任給等細則の規定により同日において受けることとなる本給月額に相当する額

（２）　交流職員等から引き続き職員となった日以降に前項各号に掲げる場合に該当することとなった場合　その者が施行日の前日に交流職員等から引き続き職員となり同日から引き続き本給表の適用を受けていたものとみなして前項各号の規定を適用した場合の本給月額に相当する額

６　施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について，任用等の事情等を考慮して前二項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは，当該職員には，別に定めるところにより，前二項の規定に準じて，本給を支給する。

（本給の切替え等に係る運用）

７　附則第２項から前項までの規定の適用については，平成２６年改正法附則第６条の規定に基づく号俸の調整について（給実甲第１１８０号），人事院規則９－１３９（平成２６年改正法附則第７条の規定による俸給）の運用について（給実甲第１１８１号）を準用する。

（平成３０年３月３１日までの間における単身赴任手当に関する特例）

８　施行日から平成３０年３月３１日までの間における単身赴任手当の支給に関する新職員給与規程第１７条第２項の規定の適用については，同項中「３０,０００円」とあるのは「３０,０００円を超えない範囲内で別に定める額」と読み替えて適用する。

（広域異動手当に関する特例）

９　施行日から平成２８年３月３１日までの間における新職員給与規程第１４条の２第１項の規定の適用については，同項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の８」と，同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の４」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

１０　施行日前における新職員給与規程第１４条の２第１項の規定の適用については，同項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の６」と，同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の３」とする。

（５５歳を超える職員の給与の減額支給関係）

１１　平成２２年規程第６６号附則第２項中「当分の間」とあるのは「平成３０年３月３１日までの間」と読み替えて適用する。

附　則（平成２７年規程第２７号）

この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年規程第３８号）

この規程は，平成２７年６月１日から施行する。

附　則（平成２７年規程第７５号）

この規程は，平成２８年１月１日から施行する。ただし，第３条第１項第２号，第４条第１項及び第２２条第１項の改正規定のうち専門看護師等手当に係る部分並びに第１８条の１０の改正規定は，同年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年規程第３号）

（施行期日）

１　この規程は，平成２８年３月１日から施行し，この規程による改正後の大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は，平成２７年４月１日から適用する。ただし，新規程第２９条の規定は，同年１２月１日から適用する。

（差額の支給）

２　平成２８年３月１日に在職する職員で，新規程の適用により，改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

（給与の支給等の特例）

３　平成２７年４月１日前に５５歳に達した職員であって，平成２７年規程第１４号附則第３項に規定する差額に相当する額が支給されるものの施行日の前日までの間に係る給与の支給等に関しては，学長が別に定める。

附　則（平成２８年規程第１３号）

この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年規程第１５号）

この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年規程第２６号）

この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年規程第７７号）

（施行期日）

１　この規程は，平成２９年１月１日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は，第３４条及び第３５条を除き，平成２８年４月１日から適用する。ただし，新規程第２９条の規定は，同年１２月１日から適用する。

（差額の支給）

２　平成２９年１月１日に在職する職員で，新規程の適用により，改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

（給与の支給等の特例）

３　平成２８年４月１日前に５５歳に達した職員であって，平成２７年規程第１４号附則第３項に規定する差額に相当する額が支給されるものの施行日の前日までの間に係る給与の支給等に関しては，学長が別に定める。

附　則（平成２８年規程第８１号）

（施行期日）

１　この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

（平成３２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）

２　平成２９年４月１日から平成３２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例は，次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第１２条第１項ただし書及び第７項第３号から第６号までの規定は適用せず，同条第３項及び第５項から第７項までの規定の適用については，同条第３項中「扶養親族たる配偶者，父母等については１人につき６，５００円（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして学長が別に定める職員（以下「一（一）８級職員等」という。）にあっては，

３，５００円），前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１０，０００円，同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき８，０００円（職員に配偶者がない場合にあっては，そのうち１人については１０，０００円），同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては，そのうち１人については９，０００円）」と，同条第５項中「扶養親族（一（一）９級以上職員にあっては，扶養親族たる子に限る。）がある場合，一（一）９級以上職員から一（一）９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等」とあるのは「扶養親族」と，「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において，その職員に配偶者がないときは，その旨を含む。）」と，同項第１号中「場合（一（一）９級以上職員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と，同項中「（２）　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が，満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により，扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一（一）９級以上職員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「（２）　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が，満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により，扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（３）　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

（４）　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）」

と，同条第６項中「扶養親族（一（一）９級以上職員にあっては，扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と，「なった日，一（一）９級以上職員から一（一）９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一（一）９級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と，「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と，「死亡した日，一（一）９級以上職員以外の職員から一（一）９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一（一）９級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と，同条第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号，第２号若しくは第７号」と，「においては，その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第５項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては，これらの」と，「その日が」とあるのは「これらの日が」と，「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と，「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。），扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の

改定」と，同項第２号中「扶養親族（一（一）９級以上職員にあっては，扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

（２）　平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は，新規程第１２条第１項ただし書及び第７項第３号から第６号までの規定は適用せず，同条第３項及び第５項から第７項の規定の適用については，同条第３項中「扶養親族たる配偶者，父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族」と，「（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして学長が別に定める職員（以下「一（一）８級職員等」という。）にあっては，３，５００円），前項第２号」とあるのは「，同項第２号」と，同条第５項中「扶養親族（一（一）９級以上職員にあっては，扶養親族たる子に限る。）がある場合，一（一）９級以上職員から一（一）９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等」とあるのは「扶養親族」と，同項第１号中「場合（一（一）９級以上職員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり，及び同項第２号中「場合及び一（一）９級以上職員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と，同条第６項中「扶養親族（一（一）９級以上職員にあっては，扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と，「なった日，一（一）９級以上職員から一（一）９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一（一）９級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と，「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と，「死亡した日，一（一）９級以上職員以外の職員から一（一）９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一（一）９級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と，同条第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号，第２号又は第７号」と，「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と，同項第２号中「扶養親族（一（一）９級以上職員にあっては，扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

（３）　平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間は，新規程第１２条第１項ただし書並びに第７項第３号及び第５号の規定は適用せず，同条第３項及び第５項から第７項までの規定の適用については，同条第３項中「扶養親族たる配偶者，父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者，父母等」という。）」と，「が８級」とあるのは「が８級以上」と，「一（一）８級職員等」とあるのは「一（一）８級以上職員等」と，「前項第２号」とあるのは「同項第２号」と，同条第５項中「扶養親族（一（一）９級以上職員にあっては，扶養親族たる子に限る。）がある場合，一（一）９級以上職員から一（一）９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等」とあるのは「扶養親族」と，同項第１号中「場合（一（一）９級以上職員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり，及び同項第２号中「場合及び一（一）９級以上職員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と，同条第６項中「扶養親族（一（一）９級以上職員にあっては，扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と，「なった日，一（一）９級以上職員から一（一）９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一（一）９級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と，「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と，「死亡した日，一（一）９級以上職員以外の職員から一（一）９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一（一）９級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」

と，同条第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号，第２号，第４号，第６号又は第７号」と，「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と，同項第２号中「扶養親族（一（一）９級以上職員にあっては，扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と，同項第４号中「一（一）８級職員等が一（一）８級職員等及び一（一）９級以上職員」とあるのは「一（一）８級以上職員等が一（一）８級以上職員等」と，同項第６号中「一（一）８級職員等及び一（一）９級以上職員」とあるのは「一（一）８級以上職員等」と，「が一（一）８級職員等」とあるのは「が一（一）８級以上職員等」とする。

附　則（平成２８年規程第９５号）

この規程は，平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平成２９年規程第３０号）

この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年規程第３４号）

この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年規程第３６号）

この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年規程第５５号）

この規程は，平成２９年１０月１日から施行する。

附　則（平成２９年規程第７０号）

（施行期日）

１　この規程は，平成３０年１月１日から施行し，この規程による改正後の大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は，平成２９年４月１日から適用する。ただし，新規程第２９条の規定は，同年１２月１日から適用する。

（差額の支給）

２　平成３０年１月１日に在職する職員で，新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，同月の給与の支給日にその差額を支給する。

（給与の支給等の特例）

３　平成２９年４月１日前に５５歳に達した職員であって，平成２７年規程第１４号附則第３項に規定する差額に相当する額が支給されるものの施行日の前日までの間に係る給与の支給等に関しては，学長が別に定める。

附　則（平成３０年規程第７号）

この規程は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年規程第９号）

この規程は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年規程第１８号）

この規程は，平成３０年２月２６日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程の規定は，同年１月１日から適用する。

附　則（平成３０年規程第６５号）

（施行期日）

１　この規程は，平成３１年１月１日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は，平成３０年４月１日から適用する。ただ

し，新規程第２９条の規定は，同年１２月１日から適用する。
（差額の支給）
２　平成３１年１月１日に在職する職員で，新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附　則（平成３０年規程第６９号）
この規程は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年規程第９号）
この規程は，平成３１年３月２２日から施行する。

附　則（平成３１年規程第１２号）
この規程は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年規程第１号）
（施行期日）
１　この規程は，令和２年１月７日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は，平成３１年４月１日から適用する。ただし，新規程第２９条の規定は，令和元年１２月１日から適用する。
（差額の支給）
２　令和２年１月１日に在職する職員で，新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附　則（令和２年規程第１９号）
この規程は，令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年規程第２４号）
（施行期日）
１　この規程は，令和２年４月１日から施行する。
（住居手当に関する経過措置）
２　施行日の前日において，改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程第１５条の規定により支給されていた住居手当の月額が２，０００円を超える職員であって，施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け，家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち，次の各号のいずれかに該当するもの（学長が別に定める職員を除く。）に対しては，施行日から令和３年３月３１日までの間，改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第１５条の規定にかかわらず，当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には，当該相当する額を超えない範囲内で学長が別に定める額。第２号において「旧手当額」という。）から２，０００円を控除した額の住居手当を支給する。
（１）　新規程第１５条第１項の各号のいずれにも該当しないこととなる職員
（２）　旧手当額から新規程第１５条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２，０００円を超えることとなる職員
３　施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員であって，交流職員等から引き続き職員となった者及び任用等の事情等を考慮して第２項の規定による住居手当が支給される職員との権衡上必要があると認められるものに対し，同項の規定に準じて住居手当を支給する。
４　前二項に定めるもののほか，住居手当の支給に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附　則（令和２年規程第７５号）
この規程は，令和２年１２月１日から施行する。

附　則（令和３年規程第２８号）
この規程は，令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年規程第５号）
この規程は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年規程第３５号）
この規程は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年規程第４１号）
この規程は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年規程第４３号）
この規程は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年規程第５３号）
この規程は，令和４年６月１日から施行する。

附　則（令和４年規程第５７号）
この規程は，令和４年６月１日から施行する。

附　則（令和４年規程第６１号）
この規程は，令和４年６月１日から施行する。

附　則（令和４年規程第７１号）
（施行期日）
１　この規程は，令和４年７月１日から施行する。
（教職調整額の廃止に伴う経過措置）
２　教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の適用を受ける者のうちその属する職務の級がその本給表の１級，２級又は特２級であるものについては，施行日から令和５年３月３１日までの間，毎月，その者の本給月額の１００分の４に相当する額（以下「教職調整額相当額」という。）を支給日に支給する。ただし，支給日が就業規則第３８条第４項に規定する休日に当たるときは，当該日の直前の休日でない日（その日が１４日となるときは，１８日）に支給する。
３　教職調整額相当額は，第１４条，第２２条，第２８条，第２９条及び第３３条に規定する本給に含めるものとする。
４　教職調整額相当額については，労働者災害補償保険法(昭和２２年法律第５０号)第８条に規定する平均賃金及び国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）に関して本給とみなされ算出の基礎となる。
５　給与規程第３６条の規定により本給月額の半額が減ぜられた場合における教職調整額相当額は，当該半減後の本給月額を基礎として算出した額とする。
６　教職調整額相当額は，超過勤務手当及び休日勤務手当の一部とし，当該月における超過勤務手当及び休日勤務手当の合計額が，その月の教職調整額相当額を上回る場合は，その差額を超過勤務手当又は休日勤務手当として支給する。

附　則（令和４年規程第８０号）
この規程は，令和４年９月２６日から施行する。

附　則（令和４年規程第８２号）
この規程は，令和４年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年規程第８９号）

（施行期日）

１　この規程は，令和４年１０月１８日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は，令和４年１０月１日から適用する。

（差額の支給）

２　令和４年１０月１日に在職する職員で，新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

附　則（令和５年規程第１号）

（施行期日）

１　この規程は，令和５年１月５日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は，令和４年４月１日から適用する。

（差額の支給）

２　令和５年１月１日に在職する職員で，新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附　則（令和５年規程第２１号）

（施行期日）

１　この規程は，令和５年４月１日から施行する。

（本給月額に係る経過措置）

２　当分の間，職員の本給月額は，当該職員が６０歳（労務職員については６３歳）に達した日後における最初の４月１日（この附則において「特定日」という。）以後，当該職員に適用される本給表の本給月額のうち，当該職員が属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に，５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

３　前項の規定は，次に掲げる職員には適用しない。

（１）　大学教員（教授，准教授，講師，助教及び助手をいう。）及びリサーチ・アドミニストレーター

（２）　前号に該当する職を除く労働契約の期間を定めて採用される者

（３）　就業規則第１２条の４第１項又は第２項の規定により就業規則第１２条の２第１項に規定する異動期間（就業規則第１２条の４第１項又は第２項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長している就業規則第１２条の２第１項に規定する管理監督職を占める職員

（４）　就業規則第２２条の規定により定年を延長している職員（就業規則第２１条第２項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

４　就業規則第１２条の２第１項の規定により降任された職員であって，当該他の職に降任された日（以下この附則において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち，特定日にこの附則の第２項の規定により当該職員が受ける本給月額（以下この項において「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に，５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には，当分の間，特定日以後，この附則の第２項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか，基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

５　前項の規定による本給の額と当該本給を支給される職員が受ける本給月額との合計額が，当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える場合における前項の規定の適用については，同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは，「当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額と当該職員の受ける本給月額」とする。

６　異動日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（この附則の第２項の規定の適用を受ける職員に限り，この附則の第４項に規定する職員を除く。）であって，同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には，当分の間，当該職員の受ける本給月額のほか，前二項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。
７　この附則の第４項又は前項の規定による給与を支給される職員以外のこの附則の第２項の規定の適用を受ける職員であって，任用の事情を考慮して当該本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には，当分の間，当該職員の受ける本給月額のほか，前三項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。
（看護系技術職員特例手当に係る経過措置）
８　当分の間，看護系技術職員特例手当の月額は，特定日以後，手当額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に，１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。）とする。ただし，この附則の第３項第２号から第４号に該当する者には適用しない。

附　則（令和５年規程第２９号）
この規程は，令和５年３月２８日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程の規定は，令和４年１２月１日から適用する。

附　則（令和５年規程第３１号）
この規程は，令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年規程第３３号）
この規程は，令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年規程第４２号）
この規程は，令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和５年規程第５７号）
（施行期日）
１　この規程は，令和５年１１月１日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は，同年７月１日から適用する。
（差額の支給）
２　令和５年１１月１日に在職する職員で，新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対しては，同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附　則（令和５年規程第６３号）
（施行期日）
１　この規程は，令和６年１月１日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は，令和５年４月１日から適用する。ただし，新規程第２９条の規定は，令和５年１２月１日から適用する。
（差額の支給）
２　令和６年１月１日に在職する職員で，新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，同月の給与の支給日にその差額を支給する。
（勤勉手当の総額に関する特例）
３　令和５年１２月期の勤勉手当の総額においては，新規程第２９条第２項中「１００分の１００（特定幹部職員にあっては，１００分の１２０）」を「１００分の１０２．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１２２．５）」に，読み替えて適用する。

附　則（令和６年規程第２０号）
（施行期日）

１　この規程は，令和６年３月２６日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は，令和５年１２月１日から適用する。

（差額の支給）

２　令和６年３月２６日に在職する職員で，新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

（令和５年１２月期の期末手当，勤勉手当及び期末特別手当の支給割合及び支給率の特例）

３　令和５年１２月期においては，新規程第２８条第２項第１号表中

「（１）　支給割合

一般の職員	特定幹部職員
１００分の１２２．５	１００分の１０２．５

」を

「（１）　支給割合

一般の職員	特定幹部職員
１００分の１２５	１００分の１０５

」に，

新規程第２９条第２項中「１００分の１０２．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１２２．５）」を「１００分の１０７．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１２７．５）」に，新規程第３０条第２項中「１００分の１４０」を「１００分の１４２．５」に読み替えて適用する。

附　則（令和６年規程第４９号）

（施行期日）

１　この規程は，令和６年１１月２６日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は，同年６月１日から適用する。

（差額の支給）

２　令和６年１１月２６日に在職する職員で，新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対しては，翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

附　則（令和７年規程第１７号）

（施行期日）

１　この規程は，令和７年３月１日から施行する。ただし，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第５条第２項第２号ロ及びハに掲げる本給表は，令和６年４月１日から適用し，第２８条及び第２９条の規定は，令和６年１２月１日から適用する。

（差額の支給）

２　令和７年３月１日に在職する職員で，新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，同月の給与の支給日にその差額を支給する。

（令和６年１２月期の期末手当の支給割合の特例）

３　令和６年１２月期においては，新規程第２８条第２項第１号表中

「（１）　支給割合

一般の職員	特定幹部職員
１００分の１２５	１００分の１０５

」を

「（１）　支給割合

一般の職員	特定幹部職員

１００分の１２７.５	１００分の１０７.５

」

に読み替えて適用する。

附　則（令和７年規程第２４号）

（施行期日）

１　この規程は，令和７年４月１日から施行する。

（号給の切替え）

２　施行日（以下「切替日」という。）の前日においてこの規程による改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程の本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給は，切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給に応じて同表に掲げる号給とする。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

３　切替日から令和８年３月３１日までの間におけるこの規程による改正後の大分大学職員給与規程第１２条の規定の適用については、同条第１項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては，支給せず，次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は，一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして学長が別に定める職員に対しては」と，同条第２項中「（５）　重度心身障害者」とあるのは

「（５）　重度心身障害者

（６）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と，同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と，「とする」とあるのは「，前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。

附　則（令和７年規程第３９号）

（施行期日）

１　この規程は，令和７年３月２６日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は，令和６年４月１日から適用する。

（差額の支給）

２　令和７年３月２６日に在職する職員で，新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

附　則（令和７年規程第４４号）

（施行期日）

１　この規程は，令和７年４月１日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

２　施行日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にする異動をした職員のうち，切替日において一般職（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び教育職（一）の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるもの（「一般職（一）８級職員等」という。以下同じ。）の新号給については，その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において，次項に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

３　切替日前において昇格（一般職（一）８級職員等の職務の級への昇格に限る。以下この項において同じ。）をした職員のうち，その者の切替日前に行われた昇格がないものとし，かつ，切替日に昇格をしたもの（昇格が２回以上あった場合にあっては、切替日にそれらの昇格が順次あったもの）として国立大学法人大分大学職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する細則（平成１６年細則第１号。以下「細則」とう。）各条の規定を適用した場合に得られる号給が国立大学法人大分大学職員給与規程の一部を改正する規程（令和７年規程第２４号）附則第２項に定

めるところにより決定される新号給より有利な職員については，当該得られる号給をもって，その者の新号給とすることができる。この場合において，調整の際の細則第２０条の規定の適用については，切替日前に行われた昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を，切替日の前日に受けていたものとみなす。

（調整手当の経過措置）

４　国立大学法人大分大学職員給与規程第１４条第３項第３号の規定は，令和７年４月１日前から引続き在職する職員には適用しない。

附　則（令和７年規程第５２号）

この規程は，令和７年４月３０日から施行する。

別表第１　一般職本給表（第５条関係）
　イ　一般職本給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				

49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500				
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800				
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100				
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400				
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600				
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900				
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200				
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500				
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700				
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000				
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300				
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500				
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700				
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000				
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300				
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500				
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700				
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000				
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300				
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500				
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700				
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000				
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300				
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500				
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700				
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500					
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800					
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000					
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200					
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500					
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800					
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000					
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200					
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500					
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800					
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000					
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200					
86	256, 000	297, 100	346, 000							
87	256, 300	297, 400	346, 400							
88	256, 600	297, 700	346, 800							
89	256, 900	298, 000	347, 000							
90	257, 200	298, 300	347, 400							
91	257, 500	298, 600	347, 800							
92	257, 800	299, 000	348, 200							
93	258, 100	299, 200	348, 400							
94		299, 400	348, 800							
95		299, 700	349, 200							
96		300, 100	349, 500							
97		300, 300	349, 800							
98		300, 600	350, 200							
99		301, 000	350, 600							
100		301, 400	351, 000							
101		301, 600	351, 500							
102		301, 900	351, 900							
103		302, 200	352, 300							
104		302, 500	352, 700							

105		302, 700	353, 200							
106		303, 000	353, 600							
107		303, 300	353, 900							
108		303, 600	354, 200							
109		303, 800	354, 700							
110		304, 200								
111		304, 600								
112		304, 900								
113		305, 100								
114		305, 300								
115		305, 600								
116		306, 000								
117		306, 200								
118		306, 400								
119		306, 700								
120		307, 000								
121		307, 400								
122		307, 600								
123		307, 900								
124		308, 200								
125		308, 500								

ロ　一般職本給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600

42	233, 500	251, 300	277, 500	301, 500	350, 500
43	234, 000	251, 800	278, 000	302, 100	351, 400
44	234, 500	252, 200	278, 500	302, 600	352, 200
45	235, 000	252, 600	279, 000	303, 100	353, 000
46	235, 400	253, 000	279, 500	303, 700	353, 800
47	235, 800	253, 400	280, 000	304, 300	354, 600
48	236, 200	253, 800	280, 400	304, 900	355, 300
49	236, 600	254, 200	280, 800	305, 500	356, 000
50	236, 900	254, 600	281, 300	306, 200	356, 800
51	237, 200	255, 000	281, 700	306, 900	357, 600
52	237, 500	255, 400	282, 200	307, 600	358, 200
53	237, 800	255, 800	282, 600	308, 200	358, 900
54	238, 100	256, 200	283, 100	308, 900	359, 500
55	238, 400	256, 600	283, 600	309, 600	360, 200
56	238, 700	257, 000	284, 100	310, 200	360, 900
57	238, 900	257, 300	284, 600	310, 800	361, 500
58	239, 200	257, 700	285, 200	311, 500	362, 000
59	239, 500	258, 100	285, 800	312, 200	362, 500
60	239, 700	258, 400	286, 400	312, 800	363, 000
61	239, 900	258, 700	287, 000	313, 300	363, 400
62	240, 200	259, 100	287, 600	313, 800	
63	240, 500	259, 500	288, 200	314, 400	
64	240, 700	259, 800	288, 800	315, 000	
65	240, 900	260, 100	289, 300	315, 600	
66	241, 200	260, 400	289, 800	316, 000	
67	241, 500	260, 700	290, 300	316, 500	
68	241, 700	260, 900	290, 800	317, 000	
69	241, 900	261, 100	291, 300	317, 300	
70	242, 200	261, 400	291, 800	317, 800	
71	242, 500	261, 700	292, 200	318, 300	
72	242, 700	261, 900	292, 600	318, 700	
73	242, 900	262, 100	293, 000	318, 900	
74	243, 200	262, 400	293, 400	319, 200	
75	243, 500	262, 700	293, 800	319, 400	
76	243, 700	262, 900	294, 200	319, 700	
77	243, 900	263, 100	294, 600	320, 000	
78	244, 200	263, 400	295, 000	320, 300	
79	244, 500	263, 700	295, 400	320, 600	
80	244, 700	263, 900	295, 900	320, 800	
81	244, 900	264, 100	296, 200	321, 000	
82	245, 200	264, 400	296, 700	321, 300	
83	245, 400	264, 700	297, 200	321, 600	
84	245, 700	264, 900	297, 700	321, 800	
85	245, 900	265, 100	298, 000	322, 000	
86	246, 100	265, 300	298, 500	322, 300	
87	246, 400	265, 600	299, 000	322, 600	
88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900	

89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100	
90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400	
91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700	
92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900	
93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100	
94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400	
95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700	
96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900	
97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100	
98	249, 200	268, 400	303, 700		
99	249, 500	268, 600	304, 000		
100	249, 700	268, 900	304, 300		
101	249, 900	269, 100	304, 600		
102	250, 200	269, 300	305, 000		
103	250, 500	269, 600	305, 300		
104	250, 700	269, 900	305, 700		
105	250, 900	270, 100	306, 000		
106		270, 300	306, 400		
107		270, 600	306, 800		
108		270, 800	307, 100		
109		271, 100	307, 300		
110		271, 400	307, 600		
111		271, 700	307, 900		
112		271, 900	308, 100		
113		272, 100	308, 300		
114		272, 400	308, 600		
115		272, 600	308, 900		
116		272, 800	309, 100		
117		273, 100	309, 300		
118		273, 400	309, 600		
119		273, 700	309, 900		
120		273, 900	310, 100		
121		274, 100	310, 300		
122		274, 300	310, 600		
123		274, 600	310, 900		
124		274, 900	311, 100		
125		275, 100	311, 300		
126		275, 300	311, 600		
127		275, 600	311, 900		
128		275, 900	312, 100		
129		276, 100	312, 300		
130		276, 300			
131		276, 600			
132		276, 900			
133		277, 100			
134		277, 300			

135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

別表第２　教育職本給表（第５条関係）

イ　教育職本給表（一）

職務の級 号給	１　級 本給月額	２　級 本給月額	３　級 本給月額	４　級 本給月額	５　級 本給月額
	円	円	円	円	円
1	217, 800	261, 400	340, 300	393, 600	466, 000
2	220, 300	263, 600	341, 900	395, 300	474, 200
3	222, 700	265, 700	343, 500	396, 700	482, 600
4	225, 100	267, 600	345, 000	398, 000	490, 800
5	227, 500	269, 400	346, 500	399, 200	498, 700
6	229, 900	270, 900	348, 100	400, 200	506, 200
7	232, 400	272, 400	349, 700	401, 200	513, 500
8	234, 800	273, 900	351, 300	402, 200	520, 500
9	237, 200	275, 700	352, 700	403, 100	526, 900
10	239, 000	277, 700	354, 700	404, 200	532, 300
11	240, 800	279, 700	356, 700	405, 300	537, 100
12	242, 600	281, 700	358, 700	406, 400	541, 500
13	244, 300	283, 700	360, 500	407, 500	544, 700
14	245, 900	285, 900	362, 100	408, 600	547, 600
15	247, 500	288, 000	363, 700	409, 700	550, 400
16	249, 000	290, 100	365, 300	410, 800	552, 800
17	250, 500	292, 000	366, 600	411, 900	554, 800
18	251, 900	294, 700	368, 100	413, 000	
19	253, 200	297, 400	369, 500	414, 100	
20	254, 600	300, 000	370, 800	415, 300	
21	255, 900	302, 600	372, 100	416, 300	
22	257, 400	305, 000	373, 300	417, 400	
23	258, 900	307, 400	374, 500	418, 500	
24	260, 400	309, 600	375, 600	419, 700	
25	261, 900	311, 800	376, 700	420, 600	
26	263, 600	313, 800	378, 100	421, 700	
27	265, 300	315, 800	379, 400	422, 800	
28	267, 000	317, 800	380, 700	423, 800	
29	268, 600	319, 800	382, 000	424, 800	
30	270, 500	321, 700	383, 300	425, 900	
31	272, 400	323, 600	384, 600	427, 000	
32	274, 300	325, 500	385, 900	428, 100	
33	276, 100	327, 300	387, 200	429, 100	
34	277, 300	329, 200	388, 400	430, 300	
35	278, 500	331, 100	389, 600	431, 500	
36	279, 600	333, 000	390, 700	432, 700	
37	280, 600	334, 700	391, 800	433, 400	
38	281, 600	335, 900	393, 000	434, 300	
39	282, 600	337, 000	394, 100	435, 200	
40	283, 600	338, 100	395, 200	436, 000	
41	284, 600	338, 700	396, 300	436, 800	
42	285, 700	339, 100	397, 500	437, 700	
43	286, 800	339, 500	398, 700	438, 600	
44	287, 700	339, 900	399, 800	439, 400	

45	288, 600	340, 500	400, 800	440, 100	
46	289, 600	341, 000	401, 800	441, 000	
47	290, 600	341, 500	402, 800	442, 000	
48	291, 500	341, 900	403, 700	442, 900	
49	292, 400	342, 300	404, 900	443, 800	
50	292, 900	342, 700	406, 300	444, 700	
51	293, 300	343, 100	407, 700	445, 700	
52	293, 900	343, 500	409, 100	446, 600	
53	294, 300	343, 900	409, 900	447, 600	
54	294, 700	344, 300	410, 900	448, 600	
55	295, 000	344, 700	411, 900	449, 500	
56	295, 400	345, 100	413, 000	450, 500	
57	295, 800	345, 500	413, 900	451, 400	
58	296, 300	345, 900	414, 700	452, 300	
59	296, 800	346, 300	415, 500	453, 200	
60	297, 200	346, 700	416, 200	454, 200	
61	297, 600	347, 100	416, 900	455, 000	
62	298, 000	347, 500	417, 800	455, 400	
63	298, 400	347, 900	418, 600	456, 000	
64	298, 800	348, 300	419, 200	456, 600	
65	299, 200	348, 700	419, 800	457, 300	
66	299, 600	349, 100	420, 300	458, 000	
67	300, 000	349, 500	420, 700	458, 300	
68	300, 400	349, 900	421, 100	458, 900	
69	300, 800	350, 300	421, 400	459, 300	
70	301, 200	350, 800	421, 800	459, 700	
71	301, 600	351, 200	422, 100	460, 100	
72	302, 000	351, 600	422, 500	460, 400	
73	302, 400	351, 900	422, 800	460, 700	
74	302, 800	352, 400	423, 200	461, 100	
75	303, 200	352, 800	423, 600	461, 500	
76	303, 600	353, 200	424, 000	461, 800	
77	303, 900	353, 600	424, 300	462, 100	
78	304, 300	354, 100	424, 600	462, 500	
79	304, 700	354, 600	425, 000	462, 800	
80	305, 100	355, 100	425, 300	463, 100	
81	305, 400	355, 600	425, 600	463, 400	
82	305, 800	356, 300	426, 000	463, 800	
83	306, 200	357, 000	426, 300	464, 100	
84	306, 600	357, 700	426, 600	464, 400	
85	306, 900	358, 300	426, 900	464, 700	
86	307, 300	358, 900	427, 200		
87	307, 700	359, 500	427, 500		
88	308, 100	360, 100	427, 800		
89	308, 500	360, 600	428, 100		
90	308, 900	361, 000	428, 400		
91	309, 300	361, 400	428, 700		
92	309, 700	361, 800	429, 000		
93	310, 100	362, 200	429, 300		
94	310, 600	362, 600	429, 600		
95	311, 100	363, 100	429, 900		

96	311, 500	363, 500	430, 200		
97	311, 900	364, 100	430, 500		
98	312, 400	364, 600	430, 800		
99	312, 900	365, 000	431, 100		
100	313, 500	365, 500	431, 400		
101	313, 800	365, 900	431, 700		
102	314, 100	366, 400	432, 000		
103	314, 400	366, 700	432, 300		
104	314, 700	367, 100	432, 600		
105	315, 000	367, 600	432, 800		
106	315, 300	368, 000			
107	315, 600	368, 500			
108	315, 800	369, 000			
109	316, 100	369, 400			
110	316, 400	369, 900			
111	316, 800	370, 300			
112	317, 200	370, 700			
113	317, 500	371, 100			
114	317, 900	371, 500			
115	318, 200	371, 900			
116	318, 500	372, 300			
117	318, 700	372, 700			
118	319, 000	373, 100			
119	319, 400	373, 500			
120	319, 800	373, 900			
121	320, 000	374, 200			
122	320, 300	374, 600			
123	320, 600	375, 100			
124	321, 000	375, 400			
125	321, 200	375, 800			
126	321, 400	376, 300			
127	321, 700	376, 800			
128	322, 000	377, 200			
129	322, 200	377, 600			
130	322, 500	378, 100			
131	322, 900	378, 600			
132	323, 100	379, 100			
133	323, 300	379, 600			
134	323, 600	380, 100			
135	324, 000	380, 600			
136	324, 200	381, 100			
137	324, 400	381, 600			
138	324, 600	382, 100			
139	324, 800	382, 600			
140	325, 100	383, 100			
141	325, 500	383, 600			
142	325, 800				
143	326, 100				
144	326, 400				
145	326, 800				

146	327, 100				
147	327, 300				
148	327, 600				
149	328, 000				
150	328, 300				
151	328, 600				
152	328, 800				
153	329, 100				
154	329, 400				
155	329, 700				
156	330, 000				
157	330, 200				

ロ　教育職本給表（二）

職務の級	1　級	2　級	特　2　級	3　級	4　級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
22	243,200	280,300	354,500	407,300	
23	244,500	282,500	356,100	408,700	
24	245,800	284,600	357,600	410,000	
25	247,000	286,600	359,100	411,600	
26	248,200	288,500	360,700	413,000	
27	249,400	290,400	362,300	414,300	
28	250,600	292,200	363,800	415,700	
29	251,700	294,000	365,300	417,100	
30	252,900	295,900	366,900	418,400	
31	254,100	297,700	368,500	419,900	
32	255,300	299,400	370,000	421,400	
33	256,400	301,100	371,500	423,000	
34	257,700	302,900	373,100	424,400	
35	259,000	304,600	374,700	426,000	
36	260,300	306,200	376,200	427,500	
37	261,700	307,800	377,700	429,200	
38	263,100	309,500	379,200	430,700	
39	264,400	311,300	380,700	432,300	
40	265,700	313,000	382,100	433,900	
41	267,000	314,300	383,500	435,400	
42	268,000	316,200	385,000	436,900	
43	269,000	318,000	386,400	438,100	
44	269,900	319,700	387,800	439,300	
45	270,600	321,400	389,300	440,500	

46	271, 400	323, 300	390, 900	441, 800	
47	272, 200	325, 000	392, 500	443, 000	
48	273, 000	326, 700	393, 900	444, 200	
49	273, 800	328, 400	395, 100	445, 300	
50	274, 600	330, 200	396, 500	446, 500	
51	275, 300	332, 000	397, 900	447, 700	
52	276, 100	333, 700	399, 200	448, 900	
53	276, 900	335, 400	400, 400	450, 100	
54	277, 700	336, 700	401, 600	451, 300	
55	278, 500	338, 000	402, 900	452, 500	
56	279, 300	339, 300	404, 200	453, 700	
57	280, 000	340, 800	405, 500	454, 800	
58	280, 600	342, 400	406, 800	455, 400	
59	281, 400	343, 900	408, 200	455, 900	
60	282, 300	345, 500	409, 400	456, 400	
61	283, 100	347, 000	410, 600	456, 900	
62	283, 700	348, 600	412, 000		
63	284, 500	350, 200	413, 400		
64	285, 200	351, 700	414, 700		
65	286, 200	353, 200	415, 900		
66	287, 000	354, 800	417, 100		
67	287, 800	356, 400	418, 400		
68	288, 500	357, 900	419, 800		
69	289, 200	359, 400	421, 100		
70	290, 000	361, 000	422, 300		
71	290, 800	362, 600	423, 300		
72	291, 500	364, 100	424, 500		
73	292, 200	365, 600	425, 700		
74	292, 900	367, 200	426, 800		
75	293, 600	368, 800	428, 000		
76	294, 200	370, 300	429, 000		
77	294, 800	371, 800	430, 100		
78	295, 500	373, 200	431, 100		
79	296, 200	374, 600	432, 100		
80	296, 800	375, 900	433, 100		
81	297, 400	377, 200	434, 000		
82	298, 100	378, 600	434, 800		
83	298, 800	380, 000	435, 600		
84	299, 500	381, 300	436, 400		
85	300, 200	382, 400	437, 100		
86	301, 000	383, 800	437, 500		
87	301, 700	385, 100	437, 900		
88	302, 400	386, 400	438, 300		
89	303, 100	387, 600	438, 700		
90	304, 000	388, 900	439, 000		
91	304, 800	390, 000	439, 300		
92	305, 600	391, 200	439, 500		
93	306, 100	392, 400	439, 800		
94	306, 900	393, 500	440, 100		
95	307, 700	394, 700	440, 400		
96	308, 500	395, 900	440, 600		

97	309, 200	397, 300	440, 800		
98	310, 000	398, 300	441, 100		
99	310, 800	399, 300	441, 400		
100	311, 500	400, 300	441, 600		
101	312, 300	401, 200	441, 800		
102	313, 200	402, 200	442, 100		
103	314, 100	403, 300	442, 400		
104	314, 900	404, 400	442, 600		
105	315, 500	405, 100	442, 800		
106	316, 300	406, 000			
107	317, 100	406, 900			
108	317, 900	407, 800			
109	318, 600	408, 600			
110	319, 000	409, 400			
111	319, 400	410, 200			
112	319, 900	411, 000			
113	320, 400	411, 600			
114	320, 800	412, 300			
115	321, 300	413, 000			
116	321, 700	413, 700			
117	322, 200	414, 300			
118	322, 700	414, 800			
119	323, 100	415, 200			
120	323, 600	415, 500			
121	324, 100	415, 800			
122	324, 500	416, 100			
123	325, 000	416, 400			
124	325, 500	416, 600			
125	326, 100	416, 800			
126	326, 400	417, 100			
127	326, 700	417, 400			
128	327, 000	417, 600			
129	327, 200	417, 800			
130	327, 500	418, 100			
131	327, 800	418, 400			
132	328, 000	418, 600			
133	328, 200	418, 800			
134	328, 400	419, 100			
135	328, 600	419, 400			
136	328, 900	419, 600			
137	329, 200	419, 800			
138	329, 400	420, 100			
139	329, 700	420, 400			
140	330, 000	420, 600			
141	330, 200	420, 800			
142	330, 400	421, 100			
143	330, 700	421, 400			
144	330, 900	421, 600			
145	331, 200	421, 800			
146	331, 400				

147	331,700				
148	332,000				
149	332,200				
150	332,400				
151	332,700				
152	333,000				
153	333,200				

備考　この表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が３級である職員で別に定めるものの本給月額は，この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ　教育職本給表（三）

職務の級	1　級	2　級	特　2　級	3　級	4　級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
22	243,200	258,200	354,300	376,000	
23	244,500	259,500	355,700	377,200	
24	245,800	260,800	357,000	378,300	
25	247,000	262,100	358,300	379,400	
26	248,100	264,000	359,700	380,600	
27	249,200	265,800	361,100	381,800	
28	250,300	267,600	362,400	382,900	
29	251,500	269,300	363,700	384,000	
30	252,800	271,500	365,100	385,200	
31	254,000	273,700	366,400	386,400	
32	255,200	275,900	367,700	387,500	
33	256,300	278,100	369,000	388,600	
34	257,500	280,300	370,200	389,800	
35	258,700	282,500	371,400	391,000	
36	259,900	284,600	372,600	392,200	
37	261,100	286,600	373,800	393,400	
38	262,300	288,500	375,000	394,700	
39	263,500	290,400	376,200	395,900	
40	264,700	292,200	377,400	397,100	
41	265,900	294,000	378,500	398,300	
42	267,000	295,900	379,700	399,600	
43	268,100	297,700	380,900	400,600	
44	269,200	299,400	382,100	401,700	
45	270,200	301,100	383,200	402,900	

46	271, 000	302, 900	384, 500	404, 100	
47	271, 800	304, 600	385, 800	405, 300	
48	272, 600	306, 200	387, 000	406, 500	
49	273, 300	307, 800	387, 900	407, 600	
50	274, 100	309, 500	389, 100	408, 600	
51	274, 800	311, 300	390, 100	409, 900	
52	275, 500	313, 000	391, 200	411, 100	
53	276, 300	314, 300	392, 000	412, 300	
54	277, 100	316, 200	393, 100	413, 400	
55	277, 900	318, 000	394, 100	414, 500	
56	278, 600	319, 700	395, 100	415, 600	
57	279, 300	321, 400	396, 200	416, 600	
58	280, 100	323, 300	397, 200	417, 800	
59	280, 900	325, 000	398, 300	419, 000	
60	281, 600	326, 700	399, 400	420, 200	
61	282, 200	328, 400	400, 400	420, 800	
62	282, 900	330, 200	401, 500	421, 600	
63	283, 600	332, 000	402, 600	422, 300	
64	284, 200	333, 700	403, 600	422, 800	
65	284, 900	335, 400	404, 500	423, 100	
66	285, 600	336, 700	405, 400	423, 400	
67	286, 300	338, 000	406, 400	423, 800	
68	287, 000	339, 300	407, 400	424, 200	
69	287, 700	340, 800	408, 200	424, 500	
70	288, 500	342, 300	409, 000	424, 900	
71	289, 200	343, 800	409, 700	425, 200	
72	289, 900	345, 300	410, 500	425, 500	
73	290, 400	346, 700	411, 200	425, 800	
74	291, 100	348, 200	411, 800	426, 200	
75	291, 800	349, 700	412, 500	426, 500	
76	292, 400	351, 200	413, 200	426, 800	
77	293, 000	352, 600	413, 800	427, 100	
78	293, 700	354, 100	414, 500	427, 400	
79	294, 300	355, 600	415, 000	427, 700	
80	294, 900	357, 100	415, 600	427, 900	
81	295, 500	358, 500	416, 000	428, 100	
82	296, 100	359, 800	416, 400		
83	296, 700	361, 100	416, 700		
84	297, 300	362, 300	417, 000		
85	297, 800	363, 500	417, 200		
86	298, 300	364, 700	417, 500		
87	298, 800	365, 900	417, 800		
88	299, 300	367, 000	418, 000		
89	299, 700	368, 100	418, 200		
90	300, 300	369, 200	418, 500		
91	300, 800	370, 300	418, 800		
92	301, 300	371, 400	419, 000		
93	301, 600	372, 500	419, 200		
94	302, 100	373, 700	419, 500		
95	302, 600	374, 800	419, 800		
96	303, 000	375, 900	420, 000		

97	303, 400	376, 900	420, 200		
98	303, 900	377, 900	420, 500		
99	304, 400	378, 800	420, 800		
100	304, 800	379, 700	421, 000		
101	305, 200	380, 500	421, 200		
102	305, 600	381, 500	421, 500		
103	306, 000	382, 400	421, 800		
104	306, 300	383, 300	422, 000		
105	306, 500	384, 100	422, 200		
106	306, 800	385, 000			
107	307, 100	385, 900			
108	307, 300	386, 800			
109	307, 500	387, 600			
110	307, 700	388, 600			
111	308, 000	389, 500			
112	308, 300	390, 400			
113	308, 500	391, 000			
114	308, 700	391, 900			
115	308, 900	392, 800			
116	309, 200	393, 700			
117	309, 500	394, 500			
118	309, 700	395, 200			
119	310, 000	396, 000			
120	310, 300	396, 800			
121	310, 500	397, 400			
122	310, 700	398, 100			
123	310, 900	398, 800			
124	311, 200	399, 400			
125	311, 500	400, 000			
126		400, 700			
127		401, 200			
128		401, 800			
129		402, 400			
130		403, 000			
131		403, 500			
132		404, 000			
133		404, 300			
134		404, 600			
135		404, 900			
136		405, 200			
137		405, 500			
138		405, 800			
139		406, 100			
140		406, 400			
141		406, 700			
142		407, 000			
143		407, 300			
144		407, 600			
145		407, 800			
146		408, 100			

147		408,400			
148		408,600			
149		408,800			
150		409,100			
151		409,400			
152		409,600			
153		409,800			
154		410,100			
155		410,400			
156		410,600			
157		410,800			

備考　この表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が３級である職員で別に定めるものの本給月額は，この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第３　医療職本給表（第５条関係）
　イ　医療職本給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		

41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300		
42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600		
43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900		
44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200		
45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400		
46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700		
47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000		
48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300		
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500		
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800		
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100		
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400		
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600		
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000			
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700			
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300			
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700			
58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200			
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800			
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400			
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800			
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300			
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800			
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300			
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900			
66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400			
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000			
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600			
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100			
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600			
71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100			
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600			
73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900			
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400			
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800			
76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200			
77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600			
78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900				
79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100				
80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400				
81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900				
82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200				
83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500				
84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800				
85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200				
86		294, 100	331, 700	352, 500				
87		294, 300	332, 000	352, 800				

88		294, 500	332, 300	353, 100				
89		294, 900	332, 600	353, 500				
90		295, 100	332, 800	353, 800				
91		295, 300	333, 200	354, 100				
92		295, 500	333, 500	354, 400				
93		295, 900	333, 700	354, 700				
94		296, 100	334, 000	355, 100				
95		296, 300	334, 300	355, 500				
96		296, 600	334, 600	355, 900				
97		296, 900	334, 800	356, 400				
98		297, 100	335, 100	356, 800				
99		297, 300	335, 400	357, 200				
100		297, 600	335, 600	357, 600				
101		297, 900	335, 800	358, 100				
102		298, 100	336, 000					
103		298, 300	336, 400					
104		298, 600	336, 600					
105		298, 900	336, 800					
106			337, 200					
107			337, 600					
108			338, 000					
109			338, 200					
110								
111								
112								
113								

ロ　医療職本給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800

42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800	
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500	
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100	
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700	
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300	
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000	
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600	
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300	
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800	
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400	
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900	
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300	
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900	
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400	
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700	
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000	
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500	
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900	
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200	
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500	
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000	
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500	
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900	
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200	
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600	
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100	
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500	
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900	
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600		
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200		
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700		

89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000			
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500			
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900			
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200			
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800			
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300			
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800			
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300			
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900			
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400			
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900			
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300			
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900			
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400			
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900			
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400			
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000			
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400			
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900			
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400			
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000			
110	297, 600	328, 500	362, 600				
111	297, 800	328, 800	363, 100				
112	298, 100	329, 100	363, 500				
113	298, 400	329, 400	363, 900				
114	298, 600	329, 800	364, 300				
115	298, 900	330, 100	364, 800				
116	299, 100	330, 400	365, 300				
117	299, 400	330, 600	365, 700				
118	299, 700	330, 900	366, 200				
119	300, 000	331, 200	366, 700				
120	300, 300	331, 400	367, 200				
121	300, 600	331, 600	367, 500				
122	301, 000	331, 900					
123	301, 300	332, 200					
124	301, 600	332, 500					
125	301, 800	332, 700					
126	302, 000	333, 000					
127	302, 300	333, 400					
128	302, 700	333, 600					
129	302, 900	333, 800					
130	303, 200	334, 000					
131	303, 600	334, 400					
132	304, 000	334, 600					
133	304, 200	334, 900					
134	304, 500	335, 300					

135	304, 800	335, 700					
136	305, 100	336, 100					
137	305, 300	336, 400					
138	305, 600	336, 800					
139	305, 900	337, 200					
140	306, 200	337, 600					
141	306, 400	337, 900					
142	306, 800	338, 300					
143	307, 200	338, 600					
144	307, 500	339, 000					
145	307, 700	339, 300					
146	307, 900	339, 700					
147	308, 200	340, 100					
148	308, 600	340, 500					
149	308, 800	340, 800					
150	309, 000	341, 200					
151	309, 300	341, 600					
152	309, 600	342, 000					
153	310, 000	342, 300					
154	310, 200						
155	310, 400						
156	310, 700						
157	311, 000						
158	311, 300						
159	311, 600						
160	311, 900						
161	312, 300						
162	312, 600						
163	312, 900						
164	313, 200						
165	313, 600						
166	313, 900						
167	314, 200						
168	314, 500						
169	314, 900						